

「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案」（平成23年8月9日追加提案）
 に対する追加・修正・削除等意見

はじめに	1
I-1 法の理念・目的・範囲	
【表題】前文	6
【表題】法の名称	7
【表題】法の目的	8
【表題】法の理念	9
【表題】地域で自立した生活を営む基本的権利	12
【表題】国の義務	14
【表題】都道府県の義務	16
【表題】市町村の義務	19
【表題】基盤整備義務	21
【表題】所管省庁を横断した総合的支援	22
【表題】国民の責務	23
【表題】介護保険との関係及び65歳時点での具体的措置について	24
II 新法制定と実現への道程	28
II-1. 旧法から自立支援法の事業体系への移行について	
【表題】旧法から自立支援法の事業体系への移行について	29
II-2. 障害者総合福祉法と基金事業について	
【表題】①障害者総合福祉法を補完する基金事業について	30
【表題】②障害者総合福祉法の体系への移行を支援するための 基金事業について	31
II-3. 新法準備に当たってのその他の課題	
「障がい者総合福祉法（仮称）の制定以前に早急に対応を要する課題の整理（当面の課題） 平成23年6月7日」に関わって等	
【表題】①利用者負担	32
【表題】②地域での自立した暮らしのための支援の充実	33
【表題】③報酬構造の見直し、加算の整理と報酬改訂	34
【表題】④介護職員処遇改善交付金に関して	35
【表題】⑤通所サービス等利用促進事業の交付金に関して	36
【表題】⑥総合福祉法の策定及び実施のための調査等について	37
その他意見	38

Ⅱ-4-(1) 障害者福祉予算を OECD 諸国の平均水準以上に	
【表題】 障害者福祉予算を OECD 諸国の平均水準以上に	4 0
Ⅱ-4-(3) 長時間介護などの地域生活支援のための財源措置	
【表題】 長時間介護などの地域生活支援のための財源措置	4 4
Ⅲ 関連する他の法律との関係	
Ⅲ-1 医療	
【表題】 「地域における障害者の生活を支える医療」の実現に向けた理念と 制度基盤の構築	4 8
【表題】 障害者の医療費公費負担制度の見直し	4 9
【表題】 医療的ケアのない手の確保	5 0
【表題】 重度身体障害児者、重症心身障害児者の医療と地域生活	5 2
【表題】 難病等のある障害者の医療と地域生活	5 3
【表題】 精神障害者の医療と地域生活	5 4
【表題】 発達障害者の医療と地域生活	5 5
【表題】 精神障害者に係る非自発的入院や入院中の行動制限	5 6
【表題】 保護者制度	5 8
【表題】 精神障害者の入院に係る病室の規定の見直し	5 9
【表題】 障害者に対する歯科保健・歯科医療の充実	6 0
Ⅲ-2 障害児	6 1
1. 児童福祉法関係	
【表題】 権利擁護	6 2
【表題】 早期支援	6 4
【表題】 一般児童施策の利用が障害を理由に制限されないこと	6 6
【表題】 療育	6 7
【表題】 通所支援	6 8
【表題】 障害児入所施設	6 9
【表題】 地域の身近な場所での相談支援体制	7 0
【表題】 ケアマネジメントと「個別支援計画」	7 1
【表題】 要保護児童対策地域協議会と地域自立支援協議会の連携	7 3
【表題】 家族支援ときょうだい支援	7 4
2. 学校教育法関係	
【表題】 寄宿舎	7 5

Ⅲ-3. 労働と雇用

1. 障害者雇用促進法に関わる事項

【表題】雇用の質を確保するための法改正	76
【表題】雇用施策の対象とする障害者に就業上必要な支援を 認定する仕組み	78
【表題】障害者雇用率制度および納付金制度の見直し	80
【表題】職場における合理的配慮提供の確保	83

2. 障害者雇用促進法以外の法律にも関わる事項

【表題】就労系事業に関する試行事業（パイロット・スタディ）の実施	84
【表題】賃金補填と所得保障制度（障害基礎年金等）の調整	86
【表題】障害者雇用・就労にかかる労働施策と福祉施策を一体的に展開するための 体制の整備	88
【表題】就労合同作業チームの検討課題についてフォローし、実現化をめざすための 検討体制の整備	90
【表題】全国民のなかでの障害者の生活実態等を明らかにする基礎資料 の整備	91

その他意見	92
-------	----

Ⅲ 関連する他の法律との関係

Ⅲ-4. その他	93
----------	----

I-1 法の理念目的より

【「能力に応じ」という表記について】	94
--------------------	----

I-5 権利擁護より

【苦情解決機関（社会福祉法）について】	95
---------------------	----

【オンブズパーソン制度と虐待防止について】	96
-----------------------	----

【モニタリング機関について】	97
----------------	----

【権利擁護と差別禁止の普及啓発について】	98
----------------------	----

その他意見	99
-------	----

I-6 支援体系より

【公営住宅や民間賃貸住宅の活用について】	100
----------------------	-----

【一般住宅に住む障害者への家賃補助、住宅手当などについて】	101
-------------------------------	-----

I-10 地域移行より

【地域移行・地域生活の資源整備に欠かせない住宅確保の施策 について】	102
---------------------------------------	-----

その他	104
おわりに	105

全般に対する意見

【河崎（達）委員】

《該当箇所》

「骨格提言素案」全般に対する意見

《内容》

難解な専門用語を分かりやすい文言に修正。

《理由》

骨格提言素案全般において、難解な用語が頻出している。広く障害当事者を含めた国民全般に理解を求めるには「ダイアクティビティセンター・パーソナルアシスタント・ドロップインセンター・レスパイト等」の難解な専門用語を用いず、分かりやすい文言に改めるべきである。

はじめに

【朝比奈委員】

《該当箇所》

3 ページ 【2 谷間や空白の解消】

《内容》

場面のなかに「家庭での子育てや親の介護、消費生活等」の文言を追加する。

《理由》

手帳をもたない軽度障害の人たちは、社会の今日的状況のなかで生活困難が深刻化している。地域住民に対するすべての施策において軽度障害の人たちの存在を念頭に置いた取り組みが求められている。

【荒井委員】

《該当箇所》

(1) 障害者権利条約

2 ページ

3 行

《内容》

(意見)

本提言で使用する障害者権利条約訳文を統一すべき。

《理由》

権利条約については、P 7、P 22 でも取り上げているが、同じ 19 条でありながら、訳文がそれぞれの部分で異なっている。

《該当箇所》

4 ページ下から 3 行目

《内容》

「社会へ一歩」→「社会への一歩」

【氏田委員】

《該当箇所》

2 ページ

(1) 障害者権利条約

7 行目

《内容》

赤字部分の挿入

とくに、第 5 条の、平等及び差別されないこと、において合理的配慮の確保を求めており、第 19 条では……

《理由》

平等概念のなかに、「合理的配慮の提供」が入っている事が、障害者権利条約の根幹。

《該当箇所》

3 ページ

2 行目 そこには大きな隔たりがあります。障害があっても・・

《内容》

赤字部分の挿入

大きな隔たりがあります。障害は誰にでも起こりうるという前提に立ち、障害があっても市民として尊重され・・

《理由》

誰もが障害者になりうるのだという前提で記載すべき。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 3 【4】 1 行目

《内容》

ノーマライゼーション

↓

ノーマライゼーション

《理由》

より一般的な表記へ。

《該当箇所》

p 4 下から5行目

《内容》

字下げを0.5字から1字へ

【近藤委員】

《該当箇所》

改革の一步として

4 ページ

18 行目

《内容》

「政治を突き動かす」前に、国民や世論を突き動かすことが重要である。

《理由》

広く国民の理解が得られる提言とすることは重要である。

【清水委員】

《該当箇所》

はじめに

3 ページ 4 ページ

《内容》

【1】障害のない市民との平等と公平

障害のある人とない人の生活水準や暮らしぶりを比べるとき、そこには大きな隔たりがあります。障害があっても市民として尊重され、誇りを持って社会に参加するためには、平等性と公平性の確保が何よりの条件となります。新法がこれを裏打ちし、障害者にとって(そして障害のない市民にとっても)新たな社会の到来を実感(もしくは予感)できるものとしします。

【4】放置できない社会問題の解決

世界でノーマライゼーションが進むなか、わが国では依然として多くの精神障害者が「社会的入院」を続け、知的や重複の障害者等が地域での支援不足による長期施設入所を余儀なくされています。また、公的サービスの一定の広がりにもかかわらず障害者への介護の大部分を家族に依存している状況が続いています。これらを解決するために地域での支援体制を確立するとともに、効果的な地域移行プログラムを実施します。

ここに示された改革の完成には時間を要するかも知れません。協議・調整による支給決定や就労系事業など、試行事業の必要な事項もあります。

しかし、私たちのこうした思いが、政治を突き動かし、障害者一人ひとりが自身の存在の価値を実感し、様々な人と共に支えあいながら生きていくことの喜びを分かち合える本当にゆたかな社会のづくりへの一步になることを信じて、ここに骨格提言をまとめました。

今、新法への一步を踏み出すことが必要です。

【中原委員】

《該当箇所》

3 ページ

【格差の是正】

《内容》

変更

地方自治体の財政事情などによって、障害者のための住まいや働く場、人による支えの条件環境は、質量ともに大きく異なっています。どこに暮らしを築いても一定の水準の支援が受けられなければなりません。また、障害種別間の制度水準についても大きな隔たりがあります。どこに暮らしを築いても一定の水準の支援を受けられるよう、地方自治体間の限度を超えるような、合理性を欠くような格差のない制度とします。

《理由》

環境の方が適当と考える。

《該当箇所》

4 ページ

《内容》

変更

……障害福祉予算の水準を考えていくうえでの重要な指標となるのが、国際的な比較です。当面の目標課題としては、OECD加盟国（~~工業先進国のグループ~~）における平均以上を確保することです。これによって現状と比べてよりはるかに安定した財政基盤の確立が見込まれますを図ります。

変更

■ 改革への新しい一步として

以下、「一步」の前に「新しい」を追加

《理由》

文書の簡素化を図り、結論部分を明確にしました。

「一步」だけだと非常に弱い印象を受けるため

【野原委員】

※本意見書では「難病等」「難病患者等」という文言を使います。この文言は、従来の社会的通念として使われている「難病」という概念や「難病対策要綱」で研究されてきた「難病」という概念が、現段階で、共通した統一認識に到達していないことから「難病（難治性慢性疾患を含む）及び長期慢性疾患の患者で障害者福祉や社会的な支援を必要とする者」という意味合いで使います。これは、先に提出した7月26日（第16回部会）の意見書にも共通す

るものとして、先の意見書を読み替えていただくようお願いします。

《該当箇所》

以下の何れかの項目か、右の内容を整合性のとれる適切な個所に挿入、又は項目を新たに設ける

(1) はじめに…1 ページ～

■4 総合福祉部会の背景と経過

(2) 新法制定と実現への道程…15 ページ

《内容》

以下の内容を、整合性がとれる適切な個所に挿入する

1. 難病の概念や施策のあり方などは、新たな審議会または検討会を発足させて、本法の理念にもとづく具体的な結論をでききるだけ早く得るようにする
2. 不公平・不平等が障害間でも拡大している現状を少しでも改善するために、前1項の審議・検討を経て新たな施策に移行するまでの期間、特に難病患者等の医療費当事者負担の軽減、その財政措置など本総合福祉法制定時に応急的施策を行う。
3. 新法への移行には、一定の時間が必要であり、前2項と同様に、移行期間中でも緊急に解決を求められている問題については臨時的緊急的な施策を行う

《理由》

私たちは、本部会の初めから、「難病等」について、集中審議やヒヤリング、難病当事者の委員の増員など提起してきましたが、基本的には実現しませんでした。経過の叙述などに、以下の内容を挿入するなど適切な扱いをされるようしてください。

【山本委員】

《該当箇所》

■ 障害者総合福祉法がめざすべき6つのポイント

4 【4】 放置できない社会問題の解決
の最後

効果的な地域移行プログラムを実施します。

《内容》

効果的な地域移行プロジェクトを実施します

《理由》

プログラムというのが、対象者の訓練プログラムと誤解されやすいので、プロジェクトにすべき

I - 1 法の理念・目的・範囲

【表題】前文

【大濱委員】

《該当箇所》

p 5 下から12行目

《内容》

帰せされる

↓

帰せられる

《理由》

サ変動詞の未然形+られる

I - 1 法の理念・目的・範囲

【表題】法の名称

【斎藤委員】

《該当箇所》

【表題】法の名称

6 ページ

【説明】の5行目から10行目

《内容》

法の名称として障害者総合福祉法と称するとしておきながら、作業チーム報告の中の「障害者の社会生活の支援を権利として総合的に保障する法律」という案も含めて検討してよいと考えるとなっているのは明らかに結論と説明が矛盾している。この結論でよいと思うが、ならば5行目以降の記載は必要ないし、この説明をつけるのならば結論を変えなければならないことになる。

【山本委員】

《該当箇所》

6 ページ目 法の名称

総合福祉法

《内容》

「障害者の社会生活の支援を権利とし総合的に保障する法律」

《理由》

権利性を打ち出すためにはチームの提案を支持する

I - 1 法の理念・目的・範囲

【表題】法の目的

【山本委員】

《該当箇所》

6 ページ目

法の目的

- ・ この法律が、障害者の基本的人権の行使やその自立及び社会参加の支援のための施策に関し、どこで誰と生活するかについての選択の機会が保障され、あらゆる分野の活動に参加する機会が保障されるために必要な支援を受けることを障害者の基本的権利として、障害の種類、軽重、年齢等に関わりなく必要な支援を保障するものであること。

《内容》

最後の文章として、障害の種類、軽重、年齢等に可かありなく、を

「障害の種類、軽重、年齢、国籍、入院中、入所中、刑事施設、入管施設とうにいるか否かを問わず」

《理由》

あらゆる分野の活動に参加する機会保障のための必要な支援は、今現在入院中であっても入所中であっても刑事施設等に拘禁されていても保障されるべきであるから

I - 1 法の理念・目的・範囲

【表題】法の理念

【荒井委員】

《該当箇所》

【表題】法の理念

【説明】

9 ページ

15 行目

《内容》

(修正)

・「障害者対策実施」→「障害福祉施策実施」

《理由》

表現が不適切

【氏田委員】

《該当箇所》

9 ページ

【説明】の 15 行目

医学モデルの視点から言えば・・・旧態依然として変わらない。

《内容》

追加

・・・旧態依然として変わらない。

障害があっても、持てる力を十分に発揮し、市民として社会の中で生き生きと生活すべきである。そのためには、成長期の発達支援が特に重要である。

身体障害児者・・・

《理由》

障壁の除去とともに、「本人へのエンパワメント」も忘れてはならない。

特に、乳幼児期、児童期、思春期など成長期には、発達支援は大切な支援である。

医学モデルから社会モデルへの意識転換は必要だが、ICFが示しているように医学モデルと社会モデルを統合した統合モデルを提唱すべきではないか。

【大久保委員】

《該当箇所》

【結論】

以下の基本的視点を理念規定に盛り込むべきである。

・医学モデルから社会モデルへの転換を確認する旨の規定

《内容》

(修正)

- ・医学モデルから社会モデルへの転換を確認する旨の規定

↓

- ・「社会モデル」の考え方を重視し、「制度の谷間」を生まないことを確認する旨の規定

《理由》

社会モデルの考え方を重視することについて異議を唱えるところではないが、「医学モデル」を全否定するような規定が現実的に可能かという点については疑問を覚える。

社会モデルの視点が必要とされる背景の一つとして、障害者が主体的に生きていく上で必要な環境条件が整備されていない現状があると考え、治療やリハビリテーション（トレーニング）が「障害」の軽減に寄与していることにも留意する必要がある。また、現実に提供すべきサービスの中には医学モデルに依拠するものも含まれる。社会モデルの考え方を重視するという規定のほうが適当と考える。

【野原委員】

《該当箇所》

「社会モデル」についての機会的な活用に懸念

9 ページ

《内容》

「医学モデル」から「社会モデル」を基本に障害の概念を転換する
上記__部分¹を補足する

《理由》

全体の流れとして「医学モデル」から「社会モデル」への転換は、福祉の進歩的な方向への前進として評価する。しかし、「社会モデル」だからすべての障害は社会的な障壁によるものだけ断定して良いものか？

…特に難病等の患者は、多くの社会的障壁をもつが、病気を治すことが第一義的な関心事である。これは、自然科学の範疇である。

「社会モデルだ」「社会的障壁だ」としてこれを機械的に用いると、難病等をもって生きる患者（障害者）の医療をも障害の概念から除外することにならないか…懸念される。少なくとも「社会モデルの機械的運用」という誤解は避けられる。

【山本委員】

《該当箇所》

【結論】

以下の基本的視点を理念規定に盛り込むべきである。

- ・保護の対象から権利の主体への転換を確認する旨の規定

《内容》

保護の対象から権利の主体への転換を確認する旨の規定に際しては、この法による支援はあくまで本人の希望と選択による旨の規定が明記されるべきである

また申請権妨害の禁止が明記されるべき

《理由》

現在予算化されている自立支援法のいわゆるつなぎ法案の中で、精神障害者に対して地域定着センター等の議論がなされており、実質的に退院条件として支援や相談支援が強制されている実態がある。ヘルパーの押し付けや相談支援関係機関の連携の押し付けで追い詰められている精神障害者が出ているので、ここであくまで本人の希望とセンタクによる旨が明記されるべきである

一方で希望しても、申請書も渡され内心声望はあってはならないので何らかの規定が必要

I-1 法の理念・目的・範囲

【表題】地域で自立した生活を営む基本的権利

【氏田委員】

《該当箇所》

10 ページ

【結論】

《内容》

地域で自立した生活を営む権利として、以下の権利を本法において確認し、国民に対して積極的な周知を行うべきである。

4、5の間に赤字部分の挿入

5. 知的障害者・発達障害者には、必要に応じ、意思決定支援を保障する。

《理由》

権利についての情報が、予め障害者やその家族、支援者および国民全体に提供されていなければ、主体的に行使することはできない。

【結論】は障害者が自ら意思表示できることを前提としていますが、知的・発達障害者には、この中核的権利を行使する場合に、支援を得ての意思決定が必要です。このことは、重要なことです。

【西滝委員】

《該当箇所》

10 ページ

7 行目

《内容》

【結論】○ 地域で自立した生活を営む権利として、以下の諸権利を本法において確認すべきである。

→これを下記に修正する

○ 地域で自立した生活を営む権利として、以下の諸権利を本法において裁判上の請求権として確認すべきである。

※「裁判上の請求権として」を付加

《理由》

単に「権利」と書き込むだけでなく、民法上の不法行為請求権を明示するため及びコンプライアンス義務を持つ公的機関の懈怠を防止するため。

※他の箇所の「権利」も同様の縛りがかかることが望ましい。

《該当箇所》

10 ページ

12 行目

《内容》

【結論】

2 …そのための支援を受ける権利が保障される。

↓

(修正) そのために必要な諸条件が保障される権利を有する

《理由》

2は個々具体的な支援を意味するものではなく概括的な内容であるので支援という表現は不適切と考えた。

《該当箇所》

10 ページ

18 行目

《内容》

5 以上の支援を受ける権利は…

↓

(修正) 以上の地域で自立した生活を営むために保障される諸権利は、

《理由》

○総体的には支援という手を貸したりするといイメージではなく、権利の規定として表現するには不適切。移動場面等個々の場面に際し使用することは容認できる
以降支援の使い方について整理が必要

【野原委員】

《該当箇所》

「手話」の表記について

10 ページ

《内容》

「手話」という表記はすべて「手話など非音声的言語」に統一する

《理由》

コミュニケーション能力の廃失は、重度障害者や難病患者にもある。人工呼吸器装着者は発話機能を奪われ、それに代わるコミュニケーション手段として、ロパクや文字盤、IT 機器を利用している。

【結論】部分に表記されているように、説明文でも「手話など非音声的言語」に統一すれば、言わんとする概念を広く表現することができる

I - 1 法の理念・目的・範囲

【表題】国の義務

【氏田委員】

《該当箇所》

【結論】

《内容》

1 国は・・・権利を国民に広く周知し、その権利を保障する義務を有すること。

《理由》

権利についての情報が、予め障害者やその家族、支援者および国民全体に提供されていなければ、主体的に行使することはできない。

【西滝委員】

《該当箇所》

11 ページ

5 行目

《内容》

2 障害種別

↓

障害種別や程度等へ修正

《理由》

これまで種別だけでなく程度・所得・家族構成等により様々な制約があったことを考えると種別だけの記載では不十分

【山本委員】

《該当箇所》

国は、障害の有無・種別・軽重に関わらず障害者がどの地域に居住しても等しく安心して生活することができる権利を保障する義務を有すること。

《内容》

「障害の種類、軽重、年齢、国籍、入院中、入所中、刑事施設、入管施設とうにいるか否かを問わず」とすべき

国の義務としてこの法の周知徹底、を入れるべき具体的には市町村の行うべき申請書の配布および分かりやすいリーフレットの窓口置くこと、入所施設、病院、あるいは刑事施設等におくことを義務として追加すべき

《理由》

あらゆる分野の活動に参加する機会保障のための必要な支援は、今現在入院中であっても入所中であっても刑事施設等に拘禁されていても保障されるべきであるから

制度そのものを知らされていない、あるいはあってはならない内心せい妨害が多発しているの
で、それを防ぐため

I - 1 法の理念・目的・範囲

【表題】都道府県の義務

【荒井委員】

《該当箇所》

【結論】

11 ページ

下から 9 行

《内容》

(修正)

- ・「勘案して、財政的調整権能を行使すること。」→「勘案すること。」

《理由》

- ・調整の仕組みが示されていないので、権能の理解が図られない。

《該当箇所》

同

下から 4 行

《内容》

(削除)

- ・「と財政的調整機能」を削除

《理由》

障害者への支援に係る財源の調整であれば、都道府県の義務として記載するのではなく、国の義務として記載すべき。

《該当箇所》

同

下から 7 行

《内容》

(削除)

3 を削除する。

《理由》

・市町村の自治事務に対する不服申立を都道府県が受けるのは、法律により例外的に認められること。一般的な総則規定において都道府県が「必要な措置を講じる」とするのは、自治体間に上下関係があるとの誤解を招き、望ましくない。

【大濱委員】

《該当箇所》

【結論】 2

《内容》

2 市町村の支援施策に対して、必要な財政的補助を行うと共に、特定の市町村に集中する実態等があればそのことを勘案して、財政調整権能を行使すること。

↓

2 市町村の支援施策に対して、必要な財政的補助を行うこと。その際、特に特定の市町村に集中する実態等があればそのことを勘案すること。

《理由》

都道府県から市町村への財政的補助を「財政調整権能」として課題設定してしまうと、地方交付税交付金との兼ね合いで、総務省からの反発に遭う恐れがある。よって、あくまで負担率や補助金として課題設定すべきである。

《該当箇所》

【説明】 1 行目

《内容》

財政調整権能

↓

財政的補助

【西滝委員】

《該当箇所》

11 ページ

《内容》

【結論】（追加）

○都道府県は市町村事業ではカバーできない部分があることを把握し、それを都道府県が担うべく、必要な施策を総合的にかつ計画的に実施する義務があることを規定すべきである。

《理由》

出されている規定は、すべて市町村の行う支援施策に関するものとなっている。

これでは、都道府県の役割が矮小されていることにならないか。

市町村単位では少数の障害者にとって、ときには都道府県の施策として実施すべきことがある。例えば、手話通訳者と要約筆記者の都道府県派遣事業、また養成・研修事業を必須事業と位置づけて実施して欲しいとしている。盲ろう者向け通訳・介助員の養成と派遣事業も、都道府県事業である。

《該当箇所》

11 ページ

22 行目・25 行目・28 行目

《内容》

1、2、3

支援施策



施策

I - 1 法の理念・目的・範囲

【表題】市町村の義務

【大濱委員】

《該当箇所》

【結論】追加

《内容》

3 障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な自立支援給付を支給決定すること。

《理由》

現行の障害者自立支援法第2条第1項第1号の規定を残すことを明記すべきであるため。その際、「個々人の状況に応じて」や「可能な限り」などの修飾語を付すべきではない。

【西滝委員】

《該当箇所》

12 ページ 6行

《内容》

1

支援施策

↓

施策

《該当箇所》

12 ページ 7行

《内容》

2

…の支援施策

↓

に対する施策

《該当箇所》

12 ページ 9行

《内容》

2

支援施策

↓

支援策

【山本委員】

《該当箇所》

2 この法の基本的権利に基づいて、障害児・者の支援施策の提供に関し、必要な情報の提供及び適切な説明を尽くし、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行うと共に、そのサービス利用計画等を勘案して必要な支援施策を提供すること。

《内容》

最後の文章は

「サービス利用希望書等を勘案して」と訂正されるべき

3 として、利用申請書を役所の誰でも入手できるところにおくこと、および入所施設、病院、診療所に配布することを義務とすべき

《理由》

サービス利用計画がたてられるのであれば精神障害者ではない、計画的に暮らせないからこそ精神障害者である

あくまで本人のサービス利用希望に基づくべき

あってはならない申請拒否があまたあり、申請書そのものを渡さないという申請妨害を防ぐため

I - 1 法の理念・目的・範囲

【表題】基盤整備義務

《意見なし》

I - 1 法の理念・目的・範囲

【表題】所管省庁を横断した総合的支援

【大久保委員】

《該当箇所》

【表題】所管省庁を横断した総合的支援を

《内容》

(削除)

「【表題】所管省庁を横断した総合的支援」そのものを全体削除する。

《理由》

障害のある人の支援について、いわゆる「縦割り」を排する方向性に異論はない。

しかし、複数分野に関連する法律においては「この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的理念にのっとり、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって……」（障害者自立支援法第1条より）など、所管省庁を横断した総合的支援を想起させる規定が置かれることから、障害者総合福祉法においてのみ特別にこのような規定を置く積極的な理由に乏しいと考える。

I - 1 法の理念・目的・範囲

【表題】国民の責務

《意見なし》

I-1 法の理念・目的・範囲

【表題】介護保険との関係及び65歳時点での具体的措置について

【荒井委員】

《該当箇所》

13 ページ

22 行～23 行目

《内容》

(修正後)

介護保険対象年齢（65歳、一部40歳）になった後は介護保険優先とするが、行動援護など介護保険に相当するサービスがないものや介護保険の支給決定では支給量が十分でないものなどについては障害者総合福祉法のサービスを利用できるよう、国庫補助基本額の廃止を含めて仕組みを確立する。

《理由》

介護保険制度は高齢者を国民みんなで支える仕組みであり、現行の社会保障制度においては、介護保険優先の原則は今後も必要。

また、本法の障害者の定義から言えば、障害の発生年齢により65歳以上の給付の内容や負担額が異なるのは不合理であり、障害を持つ高齢者の誰もが、平等に給付が受けられる仕組みとすべき。

【大久保委員】

《該当箇所》

【表題】介護保険との関係及び65歳時点での具体的措置について

介護保険対象年齢（65歳、一部40歳）になった後は、障害者総合福祉法のサービスと介護保険のサービスを選択・併用できるようにする。

《内容》

(修正)

介護保険対象年齢（65歳、一部40歳）になった後は、障害者総合福祉法のサービスと介護保険のサービスを選択・併用できるようにする。

↓

介護保険対象年齢（65歳、一部40歳）の者については、介護保険のサービスを優先適用し、障害特性に応じた支援（サービスの種類と支給量）については障害者総合福祉法のサービスを利用可能とする。

《理由》

障害者総合福祉法（仮称）が介護保険制度を前提としない制度を目指す方向で議論が進んできたことは理解するが、現に介護保険制度が存在する以上、同制度との連携や整合性に留意し、法律体系の中で位置づける必要がある。

実質的に要介護状態にある人は、社会モデルの観点で見ればすべて「障害」の状態であり、

仮に今回提案されたとおりの制度となるならば、利用者負担などの比較から介護保険利用者のほとんどが総合福祉法の利用を希望することは明白である。

【斎藤委員】

《該当箇所》

【表題】 介護保険との関係及び 65 歳時点での具体的措置

13 ページ

【結論】 の 2 行目○の 2 つ目 介護保険対象年齢となった後は、障害者総合福祉法のサービスと介護保険のサービスを選択・併用できるようにする

《内容》

この表題については担当室からのコメントにもあるようにⅢの部分で書けばよいと思う。

この結論は実際選択というものの、介護保険にしかないサービスを除けば無料である障害者のサービスが活用されることになるであろう。また説明にも書かれているように 65 歳以上で要介護状態になった高齢者にも平等な選択権が保障されるべきであるとの意見も見られたとある。これらの人にも選択権が与えられれば同様に介護保険にしかないサービス以外は障害者のサービスを活用することになるだろう。確かに生活の継続性の確保は大切なことであり、65 歳前からの障害者に限定するとならば、障害者で高齢者になった者と高齢者で障害者になった者とは明らかに不公平が存することになる。さりとて全て同様の扱いとすれば、介護保険の利用は大幅に減少してしまう。

はたしてここでの結論のままでよいのだろうか。

【中原委員】

《該当箇所》

13 ページ

【結論】

《内容》

変更

障害者総合福祉法は介護保険法に組み込まれるのではなく、共存していくことを~~からの決別~~を基本的な視点とする。

《理由》

最初に、「障害者総合福祉法は介護保険からの決別を基本的な視点とする。」としながら、次項以降においては介護保険の良いところは利用できるようにするという良いところ取りの結論になっている。どちらを生かすのかは議論の必要があるが、実利を考えた場合の修正とした。

【福井委員】

《該当箇所》

13 ページ 23 行～30 行

《内容》

（担当室からのコメント）に、このところに入れるのは如何なものかとありますが、高齢化社会に向けて、非常に重要なことなので、この部分は、しっかりと位置付けるべきだと考えます。

《理由》

障害者が65歳以上になって、介護保険が優先適用されたら、福祉サービスの利用に再び応益負担が課されるという矛盾が生じるのです。他法との関係ではありますが、重要な柱です。

【三浦委員】

《該当箇所》

13 ページ

《内容》

介護保険からの「決別」ではなく、「介護保険制度との統合との決別」という表現に修正すべきである。

《理由》

素案では、障害者自立支援法が介護保険と同じような仕組みであったことを問題視し、「介護保険との決別」と表現を用いていると思われるが、これは、より正確には、「介護保険制度との統合との決別」を意味していると思われる。他のところでは、介護保険サービスの選択・併用をできるようにする」としているので、「介護保険制度との統合との決別」の方が適切ではないかと思われる。

《該当箇所》

14 ページ

《内容》

「第3に、現行自立支援法の下では～」の最後の例示部分に関して、原則と運用実態の違いがあるので確認が必要である。

《理由》

介護保険の適用除外とされる施設入所者が、例えば特別養護老人ホームへの入所を希望する場合、要介護認定を受けている現状がある。退所を予定する場合には、要介護認定が受けられるよう運用されている実態の把握を行うべきである。

（制度上、介護保険の適用除外施設に入所する者であっても、3ヶ月以内に退所する予定であれば、当該適用除外施設所在地の市町村（保険者）による要介護認定を受けることが出来ること、とされている）

【山本委員】

《該当箇所》

【表題】 介護保険との関係及び65歳時点での具体的措置について

【結論】

- 障害者総合福祉法は介護保険からの決別を基本的な視点とする。
- 介護保険対象年齢（65歳、一部40歳）になった後は、障害者総合福祉法のサービスと介護保険のサービスを選択・併用できるようにする。
- 介護保険対象年齢の障害者の国庫負担基準額を下げる現行制度を廃止する。
- 現行の施設入所支援＋生活介護の利用者が希望する場合には、地域移行等に際しての介護保険サービスを選択・併用できるようにする。

《内容》

年齢にかかわらず、かつ入所中であれ、入院中であれ、この法の対象となるという規定があれば、むしろ介護保険との関係については、単に、本人の選択による旨を明記しておくことでいいのではないかと考える

《理由》

法の目的を¥を实体化するための項目をどこかに書くべきだが、目的条項に沿った方との関係で選択権を明記しておけばいいと考える

Ⅱ 新法制定と実現への道程

【野原委員】

《該当箇所》

以下の何れかの項目か、右の内容を整合性のとれる適切な個所に挿入、又は項目を新たに設ける

(1) はじめに… 1 ページ～

■4 総合福祉部会の背景と経過

(2) 新法制定と実現への道程…15 ページ

《内容》

以下の内容を、整合性がとれる適切な個所に挿入する

4. 難病の概念や施策のあり方などは、新たな審議会または検討会を発足させて、本法の理念にもとづく具体的な結論をでききりだけ早く得るようにする
5. 不公平・不平等が障害間でも拡大している現状を少しでも改善するために、前1項の審議・検討を経て新たな施策に移行するまでの期間、特に難病患者等の医療費当事者負担の軽減、その財政措置など本総合福祉法制定時に応急的施策を行う。
6. 新法への移行には、一定の時間が必要であり、前2項と同様に、移行期間中でも緊急に解決を求められている問題については臨時的緊急的な施策を行う

《理由》

私たちは、本部会の初めから、「難病等」について、集中審議やヒヤリング、難病当事者の委員の増員など提起してきましたが、基本的には実現しませんでした。経過の叙述などに、以下の内容を挿入するなど適切な扱いをされるようしてください。

《該当箇所》

見直し条項

15 ページ

《内容》

総合福祉法制定後、3年ごとの見直しを行う…を挿入

《理由》

戦後初めての大規模な福祉法制の検討が行われ、重要な前進的方向付けや規定を行ったが、同時に不十分な検討に終わった課題や分野もあった。社会が初めて取り組む課題も少なくな。障害者基本法も3年後見直し規定を附則で規定した。

Ⅱ-1. 旧法から自立支援法の事業体系への移行について

【表題】旧法から自立支援法の事業体系への移行について

【三浦委員】

《該当箇所》

15 ページ

《内容》

新たに「新法から総合福祉法の体系への移行について」の表題を追加し、移行にあたっては、利用者、家族、事業者等に過度な負担がかからないように十分に移行期間を設けることを追加すべきである。

《理由》

この数年間、度重なる制度改正により、利用者、家族、事業者等には過度な負担がかかっている。サービス利用者の不安と、サービス提供の現場において混乱が生じないように、また、地域生活支援サービス提供基盤（サービス・人材養成など）の未充足な現状を直視して、総合福祉法の体系への移行については、十分な経過措置期間を設けるべきである。

Ⅱ－２． 障害者総合福祉法と基金事業について

【表題】①障害者総合福祉法を補完する基金事業について

【荒井委員】

《該当箇所》

6 ページ

5 行

《内容》

(追加)

「基金事業として実施する。」

→「新たに基金を創設し、基金事業として実施する。」

《理由》

現行の基金条例は、自立支援法の円滑施行を設置目的とし、有期となっている自治体も多く、説明にある永続的に必要な事業に馴染まないため、新たに基金を設置すべき。

Ⅱ－２． 障害者総合福祉法と基金事業について

【表題】 ②障害者総合福祉法の体系への移行を支援するための基金事業について

《意見なし》

Ⅱ－３．新法準備に当たってのその他の課題

「障がい者総合福祉法（仮称）の制定以前に早急に対応を要する課題の整理（当面の課題）平成23年6月7日」に関わって等

【表題】①利用者負担

【近藤委員】

《該当箇所》

18 ページ

8 行目～9 行目

《内容》

合算する利用者負担の中に日常生活用具サービスを加える必要がある。

《理由》

第16回部会で提案された骨格提言素案において、日常生活用具サービスは舗装具と同様に個別給付とすることが結論づけられている。

日常生活用具サービスを舗装具とは別に位置づけるのであれば、合算する利用者負担の中に加える必要がある。

Ⅱ－３．新法準備に当たってのその他の課題

「障がい者総合福祉法（仮称）の制定以前に早急に対応を要する課題の整理（当面の課題）平成23年6月7日」に関わって等

【表題】②地域での自立した暮らしのための支援の充実

【荒井委員】

《該当箇所》

8 ページ

下から12行及び13行

《内容》

（修正）

- ・「地域格差の解消に為に」
→「地域格差の解消の為に」
「移送支援」→「移動支援」

《理由》

誤植と思われる。

Ⅱ－３．新法準備に当たってのその他の課題

「障がい者総合福祉法（仮称）の制定以前に早急に対応を要する課題の整理（当面の課題）平成 23 年 6 月 7 日」に関わって等

【表題】③報酬構造の見直し、加算の整理と報酬改訂

《意見なし》

Ⅱ－３．新法準備に当たってのその他の課題

「障がい者総合福祉法（仮称）の制定以前に早急に対応を要する課題の整理（当面の課題）平成23年6月7日」に関わって等

【表題】④介護職員処遇改善交付金に関して

【近藤委員】

《該当箇所》

19 ページ

《内容》

「介護職員処遇改善交付金」の表記を「福祉・介護人材処遇改善事業助成金」と修正すべきである。

《理由》

「介護職員処遇改善交付金」は介護保険制度における名称であるため。

Ⅱ－３．新法準備に当たってのその他の課題

「障がい者総合福祉法（仮称）の制定以前に早急に対応を要する課題の整理（当面の課題）平成23年6月7日」に関わって等

【表題】⑤通所サービス等利用促進事業の交付金に関して

【大濱委員】

《該当箇所》

【説明】 1行目

《内容》

日中活動支援を利用するには送迎は必要である。…

↓

日中活動支援を利用するうえで送迎は必要な合理的配慮である。…

《理由》

権利条約を意識した書きぶりにするため。

Ⅱ－３．新法準備に当たってのその他の課題

「障がい者総合福祉法（仮称）の制定以前に早急に対応を要する課題の整理（当面の課題）平成23年6月7日」に関わって等

【表題】 ⑥総合福祉法の策定及び実施のための調査等について

【朝比奈委員】

《該当箇所》

19～20 ページ

《内容》

「当事者向けのわかりやすい資料」の作成は、きわめて重要。調査等の項目からは独立させて広報啓発等の項目を設けて記述すべき。

Ⅱ－３．新法準備に当たってのその他の課題

【中西委員】

《該当箇所》

【表題】利用者負担の廃止（追加）

《内容》

【結論】障害に伴う必要な支援を無料とするのは10年かけて最終のゴールとすべきである。

《理由》

即時の無料措置は国会予算の状況から現実的ではなく、サービスの低下を招きかねない。10年かけて段階的に廃止とすべきである。

《該当箇所》

【表題】福祉従事者の賃金における基本的方針と水準（追加）

《内容》

【結論】今後10年をかけて国家公務員の「福祉職俸給表」と同等の年収水準の確保を目指すべきである。

《理由》

現行の水準を「俸給表」水準にまで引き上げるには、国家予算の状況から10年をかけ段階的に行うべきである。

【野原委員】

《該当箇所》

Ⅱ－３ 新法準備に当たってのその他の課題

…18 ページ～

又は、Ⅲ 関連する他の法律との関係 Ⅲ－1 医療…25 ページ～関連

上記項目の適当な個所に整合性を考慮して下記の（1）（2）の内容を挿入・補足する

（1）難病患者等への医療費等の緊急的措置

（2）難病等総合施策ための審議会

《内容》

次の内容について挿入または項目を立てる

（1）難病患者等への医療費等の緊急的措置

難病患者等の医療費の公的支援については、設置される審議会での結論が出るまで、緊急的な措置として次の施策を行う。

1. 特定疾患の指定を現在厚労省が研究している疾患すべてに拡大する

2. 上記以外の疾患で特別の支援を必要とする疾患の特定疾患指定を行う

3. 小児慢性特定疾患のキャリーオーバー問題の解決

4. 高額療養費限度額の大幅切り下げ

5. 上記施策については、従来の制度・財源にとらわれない臨時的な緊急特別措置を行う

(2) 難病等総合施策ための審議会

難病等の総合的施策のための審議会を設置する。

本審議会は、新障害者基本法、新総合福祉法の理念や目標に沿って、難病等について「難病の概念」、その総合的福祉施策のあり方、医療と福祉の混在する独自の体系的領域の構築を含めて、集中的に検討し、総合福祉法制定後3年以内を目途にできるだけ早い時期に結論を得るようにする。

本審議会は、難病対策要綱を推進し担ってきた専門家と関係行政機関、障害者制度改革推進会議の福祉専門家、当事者などの参画を得て構成する。

《理由》

難病等をはじめ医療依存度の高い障害者の福祉のフィールドでの本格的検討は、この数十年来、今回の推進会議や福祉部会での審議が初めてであった。「難病」については難病対策要綱によって、制度的に自立した領域ができ、事実上「福祉」施策から疎外されてきた経過もあり、特に医療と福祉が混在する領域には、大きな制度的な「谷間」が存在している。難病患者等の制度の「谷間」は、医療と福祉の混在する領域に多くあり、独自の体系的な課題を抱えているが、欧米に比べて日本では、この「独自の体系と施策」はあまり注目されていない。

稀少難病は5,000～7,000ある（厚労省）と言われているが、医療面で公的な支援を受けているのは特定疾患の56疾患のみであり、手帳をもっている一部の障害者である。多くの患者（調査がされていない）は、一般の3割負担（高額療養費制度はあるが）、保険外診療などによる高額な医療費を生涯払い続けなければならない状況に置かれている。

一般の社会人と比べて、また既存の「障害者」や特定疾患に比べてみても不公平と不平等は著しく拡大し、差別が公認されているといっても過言ではない。

総合福祉法がこのような事態を放置することは、法の掲げる目理念・目標、「谷間の解決」を画餅に帰すことになる。

歴史的経過から複雑な制度的課題を抱えているし、それらに関わる人材や組織は複雑に絡み合っている。これらを整理して障害者基本法・総合福祉法の理念や目標、枠組みに入れるには一定時間の専門的検討を必要としている。審議会設置が必要という根拠である。しかし、その間にも埋めなければならない「谷間」や差別の解消は切迫しており、これを臨時的にしても財政的措置を含めて緊急に解決すべきである。応急的な施策を必要とする理由である。

Ⅱ-4-(1) 障害者福祉予算を OECD 諸国の平均水準以上に

【表題】 障害者福祉予算を OECD 諸国の平均水準以上に

【荒井委員】

≪該当箇所≫

【説明】

21 ページ

≪内容≫

(意見)

- ・ 必要な国内事業費の算出を明示する必要がある。

≪理由≫

裏付けされたスローガンでないと、単に要求しているだけと誤解される可能性があるため。

【大久保委員】

≪該当箇所≫

【結論】

障害者への現物給付の水準を OECD の平均水準以上に引き上げる。

≪内容≫

(修正)

Ⅱ-4-(1) 障害者福祉予算を OECD 諸国の平均水準以上に

【表題】 障害者福祉予算を OECD 諸国の平均水準以上に

【結論】

○障害者への現物給付の水準を OECD の平均水準以上に引き上げる。

↓

Ⅱ-4-(1) 障害者福祉予算の大幅な増額

【表題】 障害者福祉予算の大幅な増額

【結論】

○障害者福祉予算の大幅な増額が必要である。

○なお、予算の引き上げに際しては、障害者総合福祉法の施行に伴うサービス利用対象者の増加状況も踏まえ、目標達成年次を定めて漸次的に推進する。

(追加)

【説明】

(以下の文章を付け加える。)

我が国は世界的にも突出した財政赤字を抱え、世界でも類を見ない少子高齢化社会を迎えている。当然、それを支える年金、医療、福祉などの社会保障制度のあり方とその財源確保は、我が国にとって大きな課題となっている。障害者施策に係る制度並びに予算の問題は、これらと切り離して検討することは困難である。

したがって、障害者施策への予算配分の強化については、国民の理解を得る取り組みが重

要と考える。特に、現行の障害者施策における質的充実に係る大幅な予算の増額を求める場合は、医療や年金、福祉等を含めた社会保障全般との関連のなかでの取組みによって、漸進的に進めていくことが適当である。

《理由》

我が国の障害者関係の公的支出（対 GDP 比）が OECD 諸国に比べ低い傾向であることは確かであろうが、これだけをもって我が国の障害者施策関係の予算の大幅な拡大を求めることには無理があると考ええる。

また、「障害者への現物給付の水準引き上げ」という、利用者個々への支給量の拡大のみを強調することは妥当とは思われない。まず、我が国における障害者施策関係予算が低水準である背景として、障害者率が OECD 諸国（平均 14%）に比べて、4.4%と目立って少ないということに注目する必要があると考ええる。つまり、障害の定義が OECD 諸国に比べ狭く限定されたものになっており、言い換えれば、支援が必要な「障害者」に対して、その支援が行われていないという見方もできるからである。つまり、それら障害者への支援の拡大が先ず重要と考える。

また、【説明】において、我が国の財政状況等と現実的な対応について全く触れないことは、説得力を欠く。なお、例として OECD 諸国との比較について言及することは差し支えないと考える。

なお、障害者福祉予算への基本的な視点として以下のとおり付言する。

○社会的意義や経済的効果の視点からは、障害者施策を含めた社会保障の推進が、安心できる生活基盤を確保することにより、安定した社会や経済を形成するとともに、それらに関係する新たな産業と雇用の創出という効果も期待できる。

○障害者関係の公的支出（対 GDP 比）が上位の国においては、「障害者」を特別なものとして、その障害者施策の費用をネガティブな社会的コストとして考えるのではなく、「障害者」は社会を構成する市民として位置づけ、その障害者施策はポジティブな費用対効果を期待するものとなっているのではないかと考える。それは、障害者が救済や保護の対象ではなく、市民としての消費者さらには納税者となって、経済社会への貢献をも期待していると考えられる。我が国においても、これら社会的意義や費用対効果について積極的に検討する必要があると考える。

【大濱委員】

《該当箇所》

Ⅱ-4-(1) 障害者福祉予算を OECD 諸国の平均水準以上に

《内容》

障害福祉予算を OECD 諸国の平均値まで増やす方法として、仮に消費税を財源に充てるとすると、0.5ポイント程度の増税が必要になる。現在、政府の消費税の引き上げの計画には介護保険、健康保険、年金、子育て支援の4つしか入っていないが、これに障害者福祉も加えて5本柱とし、国民に福祉のための増税を提案し、国民的議論を経て決定すべきと考える。

なお、OECD諸国並みの財源確保が達成された暁に、障害福祉サービスの利用者負担の完全無料化など、直接命にかかわらない課題に取り組むべきである。

整理すると以下ようになる。現行の障害者自立支援法の予算は7000億円程度だが毎年1割の700億円は自然増として増えている。これは、重度障害者の地域移行や、十分なサービスが受けられていなかった障害者の支給量が徐々に改善されることによるものである。震災対応で今後5年は財政が厳しくなる中、この自然増700億円程度を今後も毎年確実に確保することが命に関わる最も重要な項目である。

優先順位の2番目に、重度障害者が支給決定を受けても、ベテランヘルパーの不足によりサービスが提供されないなどの問題がある。この問題の根幹には賃金などにおける低処遇があり、これを解決するために処遇改善交付金が創設された。この年額250億円を一般会計のなかで報酬に織り込む予算確保が重要である。

優先順位の3番目に、命にかかわらないが文化的な事項として利用者負担の問題を考えるべきで、これは増税が実現し、命に関わる他の改善を満たした後に実施すべきである。

《理由》

財源がなければ、絵に描いた餅であるので、消費税で財源確保をすることを正式に報告書で記載したほうが良い。

また、財源が確保できるまでは改革の優先順位を示すべきであり、まずは医療的ケアや命に関わる24時間介護などの制度改革から優先し、所得が多い障害者まで利用者負担を無料化する「完全無料化」は、十分な財源が確保された後であることを明記すべき（現行制度では、低所得者は十分な軽減措置が講じられており、高所得者でも3万円台までの負担上限月額があるので、完全無料化の優先順位は低い）。

【斎藤委員】

《該当箇所》

【表題】障害者福祉予算をOECD諸国の平均水準以上に
21 ページ

（説明）1行目～12行目

《内容》

説明ではOECD諸国の対GDP比の平均値に引上げるには1兆857億円の増額が必要であり、それで2兆2051億円となるとされている。つまり平均並みにすれば障害者支援サービス予算は倍額になるので充分財政の裏付けができていくということか。

まずこの骨格提言で一体どれくらいの予算増が必要になるのかは全くふれられていない。そしてOECD諸国の平均並に引上げられるのは大いに結構だが一体その財源はどこから持ってくるというのだろうか。大震災復興財源のための増税がさし迫っており、一方消費増税は先送りされている状況の中でどのような財源見直しがあるのだろうか。来年度国会で新法が成立するなら来年に始まる予算編成でもう歳出に見合う歳入の見直しが必要となってくる。Ⅱ-3にある新法準備に当たってのその他の課題にあるように提案も含めれば24年度予算から毎年どれくらいのお金が必要かの見通しを立てねば折角の新法提案は総空手になってし

もう。それとも財政権は必ずこの提言に確実な予算をつけてくれるというのだろうか。既に予算もない中でマニフェストの撤回が次々と起きているが。

Ⅱ-4-(3)長時間介護などの地域生活支援のための財源措置

【表題】長時間介護などの地域生活支援のための財源措置

【荒井委員】

《該当箇所》

22 ページ 【結論】9 行目

《内容》

(追加)

担保するとともに地方公共団体の財源負担に対する十分な地方財政措置を講じる。

《理由》

極めて厳しい都道府県や市町村の財政状況に鑑み、十分な地域生活支援を実施するためには、その裏づけとなる財源の確保が不可欠であるため。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 22 下から 15 行目

《内容》

「地域移行者の中には、」の前で改行

《該当箇所》

p 22 下から 5 行目

《内容》

「現状では」の前に「また、」

《該当箇所》

p 22 下から 5 行目 から

p 23 上から 1 行目 まで

《内容》

ひと段落にまとめる

《該当箇所》

p 22 下から 7 行目

《内容》

…出身自治体が一定年度の財政負担（恒久的かどうかは検討）をした上で、居住自治体での支給決定をすることも検討してはどうか。

↓

…出身自治体（施設入所の支給決定をしていた市町村や出身世帯のある市町村）が市町村負担（25%）のうち12.5ポイント分を負担した上で、居住自治体が支給決定を行い、市

町村負担の残りの12.5ポイント分を負担すべきである。なお、現行制度では、訪問系サービスを使う障害者の大学生で、親元から仕送りを受けている場合は、卒業したら親元に戻るだろうという考え方で、在学中、親元の市町村が訪問系サービスを全額支弁する運用となっている。これを対象拡大し、たとえば当事者相談支援事業所を地元を作るため、一時的に他県の先進団体の近所に転居し勉強をする場合なども、元の自治体に戻る前提であり、親元から仕送りを受けている場合は、親元の自治体が全額負担する仕組みとすべきである。

《理由》

恒久的な財政負担としなければ、居住地市町村は、後年度負担を考慮して支給抑制してしまうので、意味がない。

また、出身自治体が25%の半分を負担すると記載しないと具体的ではない。

さらに、総合福祉法では、各地域に最低1カ所ずつ、当事者による地域相談支援センターを作ることになっている。それ以外にも、ピアカウンセリングやピアサポートなど、当事者自身が相談支援の担い手になっていくことが必要である。しかしながら、これらの教育は大学では受講できない。このため、先進地の障害者団体の相談現場を見学し、数年にわたって実習させてもらうなどの方法が必要となる。その際、介護の必要な重度障害者は、見学を受け入れてくれる団体の近所に住むことが体力的にも必要で、見学を受け入れる団体の所在する市町村にそういった障害者が集中すると、特定の市町村に負担が集中してしまう。このため、大学生と同様に、仕送りがあり、帰る意思がある場合は、出身自治体が全額負担すべきである。

《該当箇所》

p 23 4行目

《内容》

…現行の国庫負担率以上は…

↓

…現行の国庫負担基準以上は…

《理由》

誤記？

《該当箇所》

p 23 11行目

《内容》

…使うようにする案を提示した。…

↓

…使うようにすべきである。…

《理由》

左記のように結論付けるべきである。

《該当箇所》

p 2 3 下から5行目

《内容》

1字下げ

《該当箇所》

p 2 3 最後の2行

《内容》

削除

《理由》

p 2 2 下から7行目に移記。

《該当箇所》

p 2 4 図表

《内容》

p 2 2の下から5行目に移記

【野原委員】

《該当箇所》

22 ページ以降

(1) 難病患者等の医療費の公的支援を大幅に拡大するための応急の財源的措置

《内容》

(1) 難病患者等の医療費の公的支援を大幅に拡大するための応急・臨時的な財源措置をとる

《理由》

難病患者等の多くが公的支援のないまま放置されている直接的障碍は、難病施策が「研究事業」である政策的医療として行われていることに起因している。難病対策要綱による医療費の公費助成を行う財源を抜本的に拡大しなければ、この問題は解決しない。難病等の総合的施策のあり方が、審議会によって決まるまでの期間の応急的臨時的措置を行うことが必要である

《該当箇所》

(2) 本稿の表題他に、長時間の「在宅看護」支援など

22～23 ページ

《内容》

(2) 次の文言を挿入又は削除する

22 ページ

① 表題 長時間介護や看護などの…

② 結論 1行目 長時間介護や看護など…

③ 説明 5行目 介護や看護内容は…

④ 説明 13行目 精神病院____を削除

23 ページ

⑤ 下から2行目 精神病院____を削除

《理由》

- (1) 難病患者等の在宅療養は、介護とともに医療ケアを必要とする看護が不可欠である
- (2) 長期入院が必要で地域移行問題を抱えているのは、ALS や ハンチントン病、筋ジスなどの内部疾患患者もかなりいる。精神病院に特定する必然性はない

【橋本委員】

《該当箇所》

22 ページ 下から7行目

《内容》

「出身自治体が財政負担をした上で、居住自治体での支給決定を行う。」に変更

《理由》

出身自治体が負担するのは、一定期間ではだめで、恒久であるべき。

Ⅲ－１ 医療

【表題】「地域における障害者の生活を支える医療」の実現に向けた理念と制度基盤の構築

【氏田委員】

《該当箇所》

【表題】理念と制度基盤の構築

25 ページ

11 行目

《内容》

追加

本人及び保護にあたる者の希望

《理由》

本人の意思表示が難しい場合、保護にあたる者の意見を勧案すべき。本人の意思を尊重すべき、だけでは難しい。

《該当箇所》

【説明】

1 行目他

《内容》

削除

疾病に対する・・・生活の状況を基盤として、

《理由》

現在の障害者医療は多くが有機的連携を目指している。かなり以前の認識に基づく（医療モデル）と言う概念は、結果として医療否定につながるものであり、障害者の医療を受ける権利の充実に否定する。

【野原委員】

《該当箇所》

「医療モデル」を「医学モデル」に統一

25 ページ

《内容》

9 ページには「医学モデル」、25 ページには「医療モデル」という表現がある。同じ意味合いと思われるので、「医学モデル」に統一すべきである。

《理由》

どんな障害があっても「治す医療」と「日常生活や療養支える医療」が地域で保証されなければならないが、これらは福祉と医療が混在し、「医学モデル」と「社会モデル」がも同様であることを確認する必要がある

Ⅲ－１ 医療

【表題】障害者の医療費公費負担制度の見直し

《意見なし》

Ⅲ－１ 医療

【表題】 医療的ケアのにない手の確保

【氏田委員】

《該当箇所》

26 ページ

【結論】

○重度の障害者の・・・

○その際、・・・

《内容》

追加

・ 重度障害者の高齢化に伴い、福祉サービスの中へ医療関連職種を増加、増員する必要がある。

・ これらの医療的ケアを過不足なく、かつ迅速、適切に行うためにも、対象者へ誰だどこまで実施してもよいかという行為の制限と許可を明確にする必要がある。そのさい、医療的ケアの担い手を「チーム」として考え、その責任の所在と行為のマネージメントを明らかにすべきである。その意味で、その中心となる医師の養成は火急の課題である。

《理由》

・ 重度障害者の高齢化に伴い、専門的医療ケアを必要とする利用者が増加している。障害があっても、通常の医療を受けられるべきである

・ 結果的に医療的ケアの必要な方々に、現場は必要に迫られて特定のケアを行っているが、その許容範囲と責任の所在は、明確に規定されていない。そのため、施設、地域などによって実施されるケア行為に差違が生じているのが実際である。医療的ケアの担い手の確保として、介護職員の質の強化は必須であるが、同時に調整する医師の質の確保も強調しておく必要がある。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 26 【表題】 医療的ケアのにない手の確保

《内容》

にない手（3カ所）

↓

担い手（3カ所）

《該当箇所》

p 26 【表題】 医療的ケアのにない手の確保

【説明】 1行目

《内容》

社会福祉士法、介護福祉士法

↓

社会福祉士及び介護福祉士法

《理由》

誤記。

《該当箇所》

p 28 【表題】 発達障害者の医療と地域生活

【説明】 3行目

《内容》

括弧を半角から全角に修正

【福井委員】

《該当箇所》

26 ページ 13行～21行

《内容》

18行目から○の部分は、修正又は削除すべきである。こと命にかかわることなので、柔軟な実施体制などという表現はよくない。

《理由》

介護職員に医療的ケアを担わせることは、それでなくても定着しないこの分野に、一層の負担を担わせることになる。医療分野の専門職の育成、増員が望まれる。

【三浦委員】

《該当箇所》

26 ページ

《内容》

医療的ケアの実施にあたっては、「医療関係者との連携の下に実施される」ことを明記すべきである。

また、医療的ケアの「不特定多数の対象者」と「特定の対象者」の区別の中の例示は、削除すべきである。

《理由》

医療的ケアの実施にあたっては、安全なサービス提供が行われるよう、介護職員等が、医療関係者との連携の下に実施することを明確にすることが必要である。

医療的ケアの「不特定多数の対象者」と「特定の対象者」の区別は、利用者の実態に応じて判断されるべきであると考えため、単に「学校や在宅」の場合は「特定」、「施設入所者」の場合は「不特定」ととらえかねないため、例示は明記すべきではない。

Ⅲ－１ 医療

【表題】 重度身体障害児者、重症心身障害児者の医療と地域生活

【氏田委員】

《該当箇所》

【結論】

27 ページ

同時に、ショートステイも含めた施設への入院・入所機能の確保も重要である

《内容》

【修正】

同時に、ショートステイも含めた施設への入院・入所機能は、各自治体で正しく確保する必要があり、そのため地域はどの程度の活用者がいるのかという数を明確に把握し、その数に沿った施設を設定する使命をもっている。定期点検時にその数が適正に配置されていない自治体は、注意、勧告などの罰則を規定する必要もある。

《理由》

この分野におけるショートステイなどの確保は、要望程度では弱く、その分は家族の負担に関わる。ここは、罰則規定も含めて厳しく対応してほしい。

Ⅲ－１ 医療

【表題】難病等のある障害者の医療と地域生活

《意見なし》

Ⅲ－１ 医療

【表題】精神障害者の医療と地域生活

【氏田委員】

《該当箇所》

【結論】

27 ページ

必要な通院医療や訪問診療を受けられる体制が求められる。

《内容》

【修正】

必要な通院医療や訪問医療の実施を可能とするよう、適正配置を行う責任をもつ。定期点検時に、その配置が不適正であれば自治体は、注意、勧告などの罰則を規定する必要もある、

《理由》

上記と同様で、こうした切実なテーマは、【求められる】といった表現では実現不可能であり、罰則規定などの縛りが必要である。

【河崎（建）委員】

《該当箇所》

27 ページ

【結論】6行目

《内容》

【結論】

○精神障害者が調子を崩したとき、家族との関係が一時的に悪化したとき等に、~~入所・入院を防ぐあるいは再発予防のための~~精神障害者自身の選択及び医学的判断で入所・入院を選択せずに利用可能なドロップインセンターとして、必要時にすぐに使えるレスパイトやショートステイが必要である。その際、障害程度区分に依らず使える仕組みとすることが必要である。

《理由》

障害者が調子を崩し、疾病の悪化により家族との関係が悪化したとき、その病態により通院、あるいは入院を選択するのは障害者自身であり、また判断は医学的、社会的に下されるべきことである。医療を受ける機会が損なわれないような配慮が必要である。

Ⅲ－１ 医療

【表題】 発達障害者の医療と地域生活

【氏田委員】

《該当箇所》

28 ページ

【結論】 3 行目

《内容》

追加

○体制の整備→体制の**確立**・整備

《理由》

体制がほとんど存在していないのが現状

《該当箇所》

28 ページ

【説明】 2～3 行

《内容》

修正

増やすことにより→増やすとともに専門性の高い医療施設の設立が求められる

《理由》

不適切な医療がみられるのは、専門性の高い発達障害医療施設が極めて少ないためである。

《該当箇所》

【結論】

発達障害者にとって・・・

《内容》

・・・身近なところで専門的な治療や療育をうけられる体制を整備するため、障害医療を実施する医療者、特に医師を要請する必要がある。

《理由》

(発達)障害医療という新しい分野を確立し、その専門医師を養成する必要がある。

Ⅲ－１ 医療

【表題】精神障害者に係る非自発的入院や入院中の行動制限

【伊澤委員】

《該当箇所》

【表題】精神障害者に係る非自発的入院や入院中の行動制限の【説明】の箇所

28 ページ

下から 12 行～7 行

《内容》

【説明】の 2 項目(精神科病床の削減と精神科特例)はきちんと【表題】としての扱いにすべきである。説明書きの中で「関連して～」とか「同時に～」という形で表すことではない、極めて重要なテーマである。

《理由》

○我が国の異常なまでの精神病床数(全世界の 2 割強の約 35 万床)は、適正な配置(人口万対 5 と言われている。我が国は 28)へと大胆な削減計画が実施されなければならない。まさに「特定の生活様式の強要」であり、権利条約批准の大きな壁である。

○精神科医師や看護の配置基準は一般医療を大きく下回るものであり、この「精神科特例」を廃止しなければ、精神科の質の向上はあり得ない。7 月 6 日、厚労相の諮問機関・社会保障審議会医療部会は、都道府県が作成する地域保健医療計画で「4 大疾病」とされてきたがん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病に精神疾患を追加して「5 大疾患」とする方針を示した。医療計画をめぐるっては、平成 19 年に施行された改正医療法により、4 大疾病と 5 事業(救急医療、災害医療、僻地医療、周産期医療、小児医療)ごとに、医療連携体制を構築。必要な医療機能を担う医療機関の名称や数値目標、予防対策などが記載される新しい医療計画が作成されていた。しかし、精神疾患の増加を受け医療政策基本指針に精神疾患を加え、都道府県の医療計画に反映させる方針を決めた。糖尿病 237 万人、がん 152 万人などに対し、精神疾患は 323 万人とその発症率は高い。都道府県医療計画にしっかり位置づかせ、精神科医療の質の担保が大きく進むことを願う。

【河崎(建)委員】

《該当箇所》

28 ページ

【結論】3～4 行目

《内容》

・~~いわゆる社会的入院を解消し、~~精神障害者が地域社会で自立(自律)した生活を営むことができるよう、権利の保障を踏まえた規定を整備することにより、~~いわゆる社会的入院を~~解消すること。

《理由》

社会的入院は立ち遅れた施策の結果として生じたものであり、まず第一になすべき事は、精

神障害者が地域社会で自立した生活を営むことが出来るような規程を整備することである。

《該当箇所》

28 ページ

【説明】 2 行目

《内容》

関連して、精神疾患の入院ニーズを精査し、国並びに都道府県は精神科病床数の削減適正化計画を立て、入院に代わる地域での医療体制を構築することが必要である。これは、地域移行、資源整備の項における計画とも密接に関連する。

《理由》

精神科病床の必要数は、入院ニーズの精査により明確となる。そのことにより精神科病床数の適正化が図られる。

【山本委員】

《該当箇所》

28 ページ

医療

- ・非自発的な入院や入院中の行動制限については、人権制約を伴うものであることから、本人の意に反した又は本人の意思を確認することができない状況下での適正な手続に係る規定とともに、人権保障の観点から第三者機関による監視を含む適切な運用がなされることを担保する規定を整備すること
- ・その際、第三者機関の必要経費は、国庫が負担すること

《内容》

- ・第三者機関の役割として監視のみならず、入院中の本人および代理人（あらかじめ委任を受けた弁護士以外のものも含む）による個別救済も行うべき
- ・なお拷問等禁止条約選択議定書採択と、それに伴う国内帽子機関設置は必須

《理由》

- ・救済の手続きがなければ、実効性がない
- ・抜き打ちでどこでもいつでも調査に入れる国内防止基幹が拘禁施設での人権侵害防止には必須であるから

Ⅲ－１ 医療

【表題】 保護者制度

【河崎（建）委員】

《該当箇所》

28～29 ページ

【結論】 1 行目

【説明】 3～4 行目

《内容》

【結論】

保護者制度は見直~~廃止~~し、これに代わる公的制度を確立するべきである。

【説明】

医療保護入院に係る同意を含む「保護者制度」の問題点を解消するために、自らの判断と選択による医療の利用が保障されるべきことを確認するとともに、非自発的な入院等の際に公的機関がその責任を果たす制度を構築すべきである。~~し、その導入に伴い保護者制度は廃止する。~~

《理由》

この問題は現在、厚生労働省の新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チームにおいて検討されている。公的機関が責任を果たす制度の構築は重要と考えるが、全ての家族が保護者制度に否定的ではない現状では、単に「保護者制度の廃止」ではなく、家族が保護者としての役割を行ないたい際の権利を保証する規程も同時に検討すべきである。

【山本委員】

《該当箇所》

【結論】

保護者制度は廃止し、これに代わる公的制度を確立するべきである。

《内容》

保護者制度の廃止は同意するが、それに変わる公的制度確立には反対

《理由》

精神障害者は例外なく精神保健福祉法下では「保護者」が付けられていることになっているが、これに代わって公的機関が保護者となるとすれば、すべての精神障害者はその基幹によって地域での暮らしを管理監視されることになる。

こうした体制は精神障害者差別そのものであり、条約の下では許されない

Ⅲ－１ 医療

【表題】精神障害者の入院に係る病室の規定の見直し

【河崎（建）委員】

《該当箇所》

29 ページ

【表題】【結論】【説明】

《内容》

【表題】【結論】【説明】を削除。

《理由》

【説明】で記載されている問題点は医療法施行規則第 10 条 3 項が存在するためではなく、精神障害に対する一般医療従事者や市民の抱く偏見や抵抗感に根ざしているものが多い。現状の法制度においても、精神障害者の身体疾患合併症に対しては一般病院において入院治療は可能あるにもかかわらず、実際の医療現場では「精神障害者である」との理由で身体的治療を拒否されることが重要な問題である。よって全ての障害者を対象とした「障害を理由とした医療提供の拒否」を禁ずる事項を盛り込むべきである。因みに外来・在宅医療は現在でも一般医療のサービスが受けられ、特にうつ病や認知症、神経症については多くの患者が一般身体科で治療されている。このことも問題ではあるが、少なくとも精神病患者の入院治療は精神科医等の精神科専門治療を提供できる人員が配置された治療環境が不可欠である。

Ⅲ－１ 医療

【表題】 障害者に対する歯科保健・歯科医療の充実

【大濱委員】

《該当箇所》

p 29 **【表題】 障害者に対する歯科保険・歯科医療の充実**

【結論】 3行目

《内容》

医師

↓

歯科医師

《理由》

誤記。

Ⅲ－２ 障害児 全般

【大久保委員】

《内容》

総論として、障害のある子どもが利用する福祉サービス体系に関する記述が見当たらない。障害のある子どもへの支援を完全に児童福祉法において対応するのか、改正自立支援法のように児者共通のサービスは総合福祉法で対応するのか、明確化する必要がある。

《理由》

総合福祉法の骨格案にも、障害児支援の骨格案にも、障害のある子どもが利用する福祉サービス体系に関する記述が見当たらない。これでは障害児の保護者の不安をいたずらに煽るだけである。法律上の切り分けはともかくとして、障害のある子どもが利用する福祉サービス体系を明確化すべきと考える。

Ⅲ－２ 障害児

１．児童福祉法関係

【表題】権利擁護

【氏田委員】

《該当箇所》

30 ページ

《内容》

【結論】に追加

- ・早期の発見・支援については診断できる医師を確保するとともに、診断後のきめ細かい支援が継続できる支援システムを確立すること。その際、親の障害の理解のための支援に配慮すること。
- ・早期の支援においては、エビデンスを基礎とした個別支援計画による支援を行うとともに、それを担う心理、OT、PT、STなどの専門職の確保を行うこと。

《理由》

- ・障害児の早期発見・支援について医師の診断は、その後の支援の方向性を定めるためには重要なことであり、診断から継続的な支援につなげるシステムの確立が求められているから。その際、障害児本人への支援のみならず親が障害をいかに受け入れるかの支援が重要である。
- ・早期の発達支援については、エビデンスベースに基づいた支援を、個別支援計画に則って実施することが重要である。その際、専門家によるチームアプローチによる支援が求められている。

【柏女委員】

《該当箇所》

[結論]

《内容》

障害児を含むすべての子どもの基本的権利を保障する仕組みの創設が望まれることから、~~児童福祉法で~~オンブズパーソンを制度化を検討するべきである。そのために、現行法に基づく権利擁護システムの検証を引き続き進めるとともに、~~社会保障審議会児童部会に~~検討の場を設け、制度の是非と方法について検討を進めること。

《理由》

児童福祉法に規定した場合、教育関係に権限が及ばない可能性があるため、包括的な視点で対応できる体制を作ることが必要である。
また、現行社会福祉法の苦情解決制度の検証や児童福祉法、児童虐待防止法に基づく被措置児童等虐待対応システムの検証をふまえた上で検討の是非を判断することが必要と考える。

【中原委員】

《該当箇所》

30ページ

【結論】

《内容》

追加

さらに、子どもの権利条約では、子どもは家庭から分離されない権利があるという観点から、子どもが家庭から分離される場合は原則として職権による保護とし、自治体が子どもを護る権利擁護制度を構築すべきである。

《理由》

親を相手にすることになることから、オンブズパーソンだけではなく、自治体も含めた子どもの権利擁護制度を構築する必要があるため。

Ⅲ－２ 障害児

１．児童福祉法関係

【表題】早期支援

【氏田委員】

《該当箇所》

30 ページ

【結論】

《内容》

追加

早期診断により障害が発見された場合、親へのピアカンセリングを用意する。

《理由》

発達障害と診断された直後の親の精神的落ち込みは大きく、最近でも親子心中（未遂）の報道も続いている。障害認知と受容を手助けする親による親のための寄り添い支援も必要である。

《該当箇所》

【表題】早期支援

30 ページ

《内容》

【結論】に追加

○早期の発見・支援については診断できる医師を確保するとともに、診断後のきめ細かい支援が継続できる支援システムを確立すること。その際、親の障害の理解のための支援に配慮すること。

《理由》

障害児の早期発見・支援について医師の診断は、その後の支援の方向性を定めるためには重要なことであり、診断から継続的な支援につなげるシステムの確立が求まられているから。その際、障害児本人への支援のみならず親が障害をいかに受け入れるかの支援が重要である。

《該当箇所》

【表題】早期支援

30 ページ

《内容》

○早期の支援においては、エビデンスを基礎とした個別支援計画による支援を行うとともに、それを担う心理、OT、PT、STなどの専門職の確保を行うこと。

《理由》

早期の発達支援については、エビデンスベースに基づいた支援を、個別支援計画に則って実施することが重要である。その際、専門家によるチームアプローチによる支援が求められている。

【柏女委員】

《該当箇所》

[結論]

《内容》

健康診査等による要支援児に対しては、家庭への訪問・巡回等、家庭での育児支援や児童一般施策の活用を基本的な在り方とし、児童及び保護者の意思に基づいて、児童発達支援センター、医療機関、入所施設等を活用できるようにすること。

《理由》

児童一般施策の活用を追加。

【中原委員】

《該当箇所》

30ページ

【結論】

《内容》

追加

障害児を持つ親に対する子育て相談・療育支援等を早期に実施することにより、家庭崩壊、2次的障害の発生を予防することが必要である。

《理由》

障害児に対する早期の支援は当然必要であり、と同時にそうした障害児を養育する親に対する支援も車の両輪として必要不可欠のものである。

【西滝委員】

《該当箇所》

P30

《内容》

2つ目の○

「健康診査等による要支援児に対しては…、児童発達支援センター、医療機関、特定障害者支援センター、入所施設、等を活用できるようにすること」

※特定障害者支援センターを追加。

《理由》

児童支援、医療支援に加えて、成人障害者からの情報提供と支援を受けられるよう、都道府県単位で設置するとある「特定障害者支援センター」（聴覚障害者情報提供施設）も入れるべきである。

Ⅲ－２ 障害児

１．児童福祉法関係

【表題】一般児童施策の利用が障害を理由に制限されないこと

【氏田委員】

《該当箇所》

31 ページ

《内容》

【結論】に追加

・一般児童施策を利用する場合は、個々の障害が配慮され、障害児が混乱なく受け入れられるよう支援が行われること。

《理由》

・一般施策を利用する際には、その利用が障害児にとって最善の利益であるような環境が提供される必要がある。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 3 1 【表題】一般児童施策の利用が障害を理由に制限されないこと

《内容》

子ども園（3カ所）

↓

こども園（3カ所）

《理由》

誤記。

【柏女委員】

《該当箇所》

[結論]

《内容》

児童福祉法の保育所の入所要件には、障害を理由に利用を制限する規定がないことを踏まえ、今後の「こども園給付」（仮称）の制度化において、障害児の入園が拒否されないように応諾義務を課すこと。また、必要な支援を確保するよう、必要な規定を児童福祉法並びに総合施設法（仮称）もしくは「子ども園」に係る新法に設けること。

《理由》

最新の動向をふまえて修文。

Ⅲ－２ 障害児

１．児童福祉法関係

【表題】療育

【氏田委員】

《該当箇所》

31 ページ

《内容》

【結論】に追加

・療育の中に家族支援をいれること。

《理由》

・障害児本人の療育が最大限保障されるために、家庭での療育を担う家族への支援を適切に行う必要がある。

Ⅲ－２ 障害児

１．児童福祉法関係

【表題】通所支援

【氏田委員】

《該当箇所》

32 ページ

《内容》

【結論】に追加

・児童発達支援センターは、地域の障害児を受け入れ、専門的療育を行うのみならず、積極的に地域に出向いて、家庭、保育所、幼稚園、児童クラブの障害児を支援すること。

《理由》

児童発達支援センターの役割は、障害児を特定の場で受け入れるのみならず、アウトリーチの機能により地域に出向いていって、生活の場で支援することが求められている。

【大久保委員】

《該当箇所》

【結論】

《内容》

(追加)

【結論】の最後に「○障害児の放課後や長期休暇中の活動を支援する事業所を全国に配置すること。」と追加する。

《理由》

障害児の通所支援には、学齢期の対応も含まれるべきと考える。

【柏女委員】

《該当箇所》

[結論]

《内容》

保育所等訪問支援事業や巡回支援専門員整備事業、障害児等療育支援事業の拡充を図るとともに、保育所等訪問支援事業の対象に児童発達支援事業もセンターもその対象に加えること。児童発達支援センターは、様々なニーズのある障害児に対応できる職員配置基準が必要であるため、保育士及び児童指導員に加え、看護師や各種療法士等の専門職を適正に配置し、児童発達支援事業等の後方支援ができるようにすること。

《理由》

論旨を明確にするための修文。

Ⅲ－２ 障害児

１．児童福祉法関係

【表題】 障害児入所施設

【氏田委員】

《該当箇所》

32 ページ

《内容》

【表題】 障害児入所施設に追加に

・ 障害児の居住の場としてグループホーム・ケアホームを創設すること。

《理由》

障害児についても、成人同様、地域における小規模な家庭的な居住・生活環境を必要としている。

Ⅲ－２ 障害児

１．児童福祉法関係

【表題】地域の身近な場所での相談支援体制

【氏田委員】

《該当箇所》

33 ページ

《内容》

【結論】に追加

・障害児の相談支援については、障害児の発達や家族支援の観点から、専門的な相談支援員を確保すること。専門医の養成研修においても、これらの知識と技術が習得できるものとする。

《理由》

・障害児の相談支援については、成人の場合と共通なところと、異なるところがあり、異なりを理解した専門的な相談支援が求められているところ。そのためには、研修のシステムも変える必要がある。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 33 【表題】地域の身近な場所での相談支援体制

【結論】3行目

《内容》

利用する事業の代理申請を可能にすること。

↓

利用する福祉サービスの代理申請を可能にすること。

《理由》

事業所指定を申請するように聞こえてしまうため。

【柏女委員】

《該当箇所》

[結論]

《内容》

相談支援は、障害が特定されない時期から、身近な地域の通いやすい場で提供されること。障害児に固有のサービスと児童一般サービスとの並行利用に当たって相談支援事業者でのサービス利用の手続を簡素化し、本人・保護者の同意に基づいて利用する事業の代理申請を可能にするなど障害児の家族の利便のためのワンストップ化を進めること。

《理由》

論旨を明確化するための修文。

Ⅲ－２ 障害児

１．児童福祉法関係

【表題】ケアマネジメントと「個別支援計画」

【氏田委員】

《該当箇所》

33 ページ

《内容》

【結論】に追加。

障害児の支援については、個別支援計画につながる情報のファイリングシステムを個人情報の管理に配慮しながら普及させること。

《理由》

家族や関係者による継続的な支援のために、情報の共有を目指したファイリングシステムは有効であり、それが個別支援計画に繋がると考える。

《該当箇所》

33 ページ

《内容》

個別支援計画については、異なる分野の、特に福祉（個別支援計画）と教育（個別の教育支援計画）の計画が有機的・一体的に作成されるよう法的に規定すること。

《理由》

個別支援計画については、ひとりの障害児について異なる分野の計画が関係なく作られることなく、一つの計画のもとで、家族や関係者が、同じ目標を目指し共通した認識のもとで協働することを可能にするため。

《該当箇所》

33 ページ

《内容》

個別支援計画は、障害児・家族にとって、支援の短期・中期・長期的な見通しと、身近な地域における・

《理由》

今あるサービスの紹介（開始と終了）だけでなく、その次・先に必要になることが予想される支援の情報提供も重要となる。

【柏女委員】

《該当箇所》

[結論]

《内容》

障害児が支援を受けつつ意思を表明し、その意向に沿った計画を策定できるように、計画に意見表明の欄を設けること。子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて、保護者の同意なくしては履行できない仕組みにすること。

《理由》

虐待、ネグレクト事例への対応に配慮することが必要とされる。

【三浦委員】

《該当箇所》

33 ページ

《内容》

本項で示される「個別支援計画」と、P32 の障害児入所施設で義務化する意見の「自立支援計画」とは、内容に違いがあって、今後も使い分けする必要があるか？（質問）

《理由》

内容に違いがあるならば、使い分けする必要があるが、個別支援計画（ケアプラン）を様々な表記している状況も見られるので、確認をさせていただきたい。

《該当箇所》

33 ページ

《内容》

「保護者の同意なくしては履行できない仕組みにすること」への確認

《理由》

例えば、保護者からの虐待を受けた（虐待が疑われる）児童の支援計画において、その保護者の同意なくしては計画を履行できない仕組みにすべきではないと考えるため。

Ⅲ－２ 障害児

１．児童福祉法関係

【表題】 要保護児童対策地域協議会と地域自立支援協議会の連携

【氏田委員】

《該当箇所》

34 ページ

《内容》

【結論】に追加

要保護児童対策地域協議会と地域自立支援協議会、特別支援連携協議会の連携をもつことができるようにすること。

《理由》

○児童については、要保護児童対策地域協議会（児童）と地域自立支援協議会（福祉）、特別支援連携協議会（教育）の連携が不可欠である。

【柏女委員】

《該当箇所》

[結論]

《内容》

要保護児童対策地域協議会と地域自立支援協議会とで検討が重なる子どもについては、~~保護者の同意の下に~~合同で協議会を持つことができるようにすること。

《理由》

虐待、ネグレクト事例への対応に配慮することが必要とされる。

【中原委員】

《該当箇所》

34 ページ

【結論】

《内容》

修正

要保護児童対策地域協議会と地域自立支援協議会（仮称児童部会）とで検討が・・・

《理由》

地域自立支援協議会には障害児を理解している委員が入っていないところが多く、いくら連携を強化しても対応できないと考えられ、敢えてこういう記述をすることにより、障害児を理解している委員等の参加を促進するため。

Ⅲ－２ 障害児

１．児童福祉法関係

【表題】家族支援ときょうだい支援

《意見なし》

Ⅲ－２ 障害児

２．学校教育法関係

【表題】 寄宿舍

【西滝委員】

《該当箇所》

P34

《内容》

【結論】「特別支援学校の寄宿舍の本来の目的は通学を保障することであり、自宅のある地域社会から分離されないよう運用されること。」の考え方について

《理由》

寄宿舍の本来の目的は通学を保障することにあることは異論はないが、同じ障害者が集団的に活動することにより、障害に対する意欲、前向きな考えを培うことも大切である。同じ障害者が一緒に生活する場を提供できる機能を活用することも大切ではないか。行き過ぎた地域移行が、障害児・者を一人一人ばらばらにする施策であってはならない。

【福井委員】

《該当箇所》

34 ページ 32 行から 35 ページ 2 行まで

《内容》

寄宿舍を必要としている子どもたちはたくさんいて、通学保障だけでなく、子育て支援、生活支援という役割や、子どもたちの成長、発達を促す教育的な役割もますます重要になっている。

希望する子どもが入舎できるように寄宿舍指導員の増員、施設整備の改善など条件整備を図るべきである。

《理由》

現状をしっかりと調査して、入舎基準が通学困難に限定されたことにより条件が狭まり、入りたくても入れない状況が生まれてきていることをはっきりつかみ、打開していく方向を示すべきです。

Ⅲ－３ 労働と雇用

1. 障害者雇用促進法に関わる事項

【表題】雇用の質を確保するための法改正

【氏田委員】

《該当箇所》

36 ページ

20 行～26 行目

《内容》

【結論】

障害者権利条約第 27 条[労働及び雇用]で求められる労働への権利、障害に基づく差別の禁止の規定を設ける。その際、職場での合理的配慮の提供がなされないことも差別にあたることを規定する。

【説明】

大企業に限らず中小の企業においても、障害者が他の者と平等な雇用条件や昇給・昇進、希望職種・業務の充足といった雇用の質が確保できるようにするために、労働の権利、障害に基づく差別の禁止、職場における合理的配慮の提供の義務確保等に関する必要な規定を設けるべきである。

《理由》

合理的配慮の提供がされないことが、差別にあたることが案では不明確である。合理的配慮の提供がなされないことも差別にあたることを規定してこそ実効性を持つ。権利条約の根幹部分であり、合理的配慮の提供がされて初めて平等になるという障害問題における平等の本質こそ、今回の案に織り込まなければならない。

【西滝委員】

《該当箇所》

36 ページ

22 行目

《内容》

【説明】大企業に限らず中小企業及び公的機関においても、…合理的配慮の提供の確保等に関する必要な規定を設けるべきである。

※「公的機関」を追加。

《理由》

○障害者権利条約にも「公的部門において障害者を雇用すること」と掲載されており、公的部門も対象とすべき。

・聴覚障害公務員の場合は、情報・コミュニケーション保障がなく、劣悪な労働環境を強いられている。

【増田委員】

《該当箇所》

【結論】の2項目として追加

36 ページ

《内容》

現行法の性格上、これらの規定を明記することに無理がある場合は、これに代わる新法（労働法）で規定する

《理由》

障害者雇用促進法は、法の性格が事業主への障害者雇用を奨励・促進したものであり、法の理念として障害者の労働権等を規定したものではない。これらを後付けで規定することにはそもそも無理があるのではないかと思う。

Ⅲ－３ 労働と雇用

1. 障害者雇用促進法に関わる事項

【表題】雇用施策の対象とする障害者に就業上必要な支援を認定する仕組み

【氏田委員】

《該当箇所》

36 ページ 27 行目～37 ページ 5 行目

《内容》

1. 【表題】【説明】の中の「支援」を「配慮」に変える
2. 【結論】消し線部を削除と赤字挿入。

○障害者雇用率制度に基づく雇用義務の対象を、あらゆる種類の障害者に広げると共に、~~雇用率達成のための事業主への支援を拡充する必要がある。また障害者にとって就業上必要な支援合理的配慮の内容を明らかにする総合的なアセスメントを整備する。~~

《理由》

1. 合理的配慮の提供が雇用側の義務としたうえで、配慮を受ける権利を持つ対象者の規定、配慮の内容と合理性を認定する仕組みがこの項目の対象。
2. 「雇用率達成のための雇用主側への施策」ではなく、雇用側にとってもまた、障害者にとっても合理性を有する必要な配慮ができる仕組みの整備である。

【近藤委員】

《該当箇所》

36 ページ～37 ページ

《内容》

就業上必要な支援を明らかにする総合的なアセスメントを行うにあたっては、就労支援に向けた客観的指標の開発が必要である。

《理由》

全ての利害関係者による協議・調整にあたっては、一定の判断基準となる客観的指標が必要であると考えられるため。

【福井委員】

《該当箇所》

36 ページ 27 行～34 行

37 ページ 1 行～5 行

《内容》

【説明】に精神障害者について触れているが、【結論】の中にも明記すべきである。自治体などの公的な雇用でも、今や身体が中心、知的や精神は応募さえしていないところが多く、精神はチャレンジ雇用としての検討が何年も続いている。こういう状況をもっと鋭く告発して、雇用義務対象を明確にすることが求められます。

法定雇用率のアップも諸外国の例などをひいて、もっと具体的な提示をすべきです。

《理由》

てんかん患者の雇用をめぐる、ここ数年、自治体と交渉を続けていますが、いっこうに前進がみられません。他の府県でもこうしたことがあり、放置できません。

【増田委員】

《該当箇所》

【説明】の修正

36 ページ

《内容》

「精神障害者については」を削除
上記結論と併せて（と続ける）

《理由》

安定就業のための配慮や職場環境の整備は障害種別に関わりなく必要である。

Ⅲ－３ 労働と雇用

1. 障害者雇用促進法に関わる事項

【表題】障害者雇用率制度および納付金制度の見直し

【氏田委員】

《該当箇所》

37 ページ

1、2. 9行目～20行目

《内容》

1. 【結論】の冒頭に、「障害者雇用の量的促進において、障害者雇用率制度は引き続き有効な政策である。」の挿入。
2. 【結論】の二番目に「法定雇用率の大幅な引き上げが求められる。」を挿入。

《理由》

1. 障害者雇用率制度の評価確認は重要。ただし、これが量的な制度であり、「質」の確保も必要だからこそ、最初の「【表題】雇用の質を確保するための法改正」の意味がでてくる。
2. 【説明】にではなく【結論】に書かねばならない。

《該当箇所》

3. 18行～20行目

《内容》

3. 【結論】の、「法定雇用率および納付金制度は、調査に基づいて課題と限界を検証し、」の削除

4. 【説明】消し線部削除と赤字挿入

・有効に活用されていないとの指摘があり、~~障害者自身が申請できるようにする必要がある。~~
前述のチーム・アセスメントによる申請や判断を取り入れた制度にする必要がある。

《理由》

3. 【説明】にはまったく、課題と限界が触れられていない。【説明】の内容からは「必要な見直し」で十分である。
4. 知的障害者、発達障害者も念頭に置くなら、障害者自身に限定するのは適切ではない。当事者も含む利害関係者による合意形成が重要。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 37 【表題】障害者雇用率制度および納付金制度の見直し

【結論】追加

《内容》

○障害者介助等助成金、職場適応援助者助成金、重度障害者等通勤対策助成金などを使わずに、職場介助や通勤介助としてパーソナルアシスタント制度を利用する場合、障害者雇用納

付金勘定から市町村の障害福祉会計へ資金移動する財政措置を講ずるべきである。

《理由》

シームレスなパーソナルアシスタント制度との整合性を図るため。

【近藤委員】

《該当箇所》

37 ページ

《内容》

納付金制度は、「デイアクティビティセンター」における「作業活動支援部門」での職業リハビリテーションにも活用できるようにすべきである。

《理由》

現行の就労継続支援事業A型では、納付金制度に基づく助成事業が活用されている。

「障害者就労センター」において活用することはもちろん、「作業活動支援部門」も対象に含むことが必要である。

【西滝委員】

《該当箇所》

37 ページ

18 行目

《内容》

【説明】また、助成金は事業主の申請により給付されるため 必ずしも障害者の雇用を支えるために有効に活用されていないとの指摘があり、障害者自身が申請できるようにする必要がある。

→また、障害者の権利性を確立するために障害者自身も申請できるようにする必要がある。

※「障害者の権利性を確立するために」を追加

《理由》納付金が財源だから企業が助成金申請しなければならないという考え方を改める必要がある。片方(企業側)の助成金申請だけで障害者を雇用しても職場改善に繋がらない。

・助成金制度そのものが有効に活用されていないという理由が受身的で弱い。障害者の権利性を強調してもよいのではないかと考える。

【増田委員】

《該当箇所》

【結論】に追加

37 ページ

【説明】の最終行

37 ページ

《内容》

・障害者雇用率制度の対象者の拡大に関連して、法定雇用率および納付金制度は、法改正、

または、新法の制定を踏まえ、調査に基づいて課題と限界を検証し、必要な見直しを行うべきである。

- ・ 障害者自身が、制度の主体的利用者として、申請できるようにする必要がある。

《理由》

障害者雇用率や納付金制度は、すべて障害者の労働権等の規定という視点を踏まえ、制度の内容や運用が見直されるべきである。

Ⅲ－３ 労働と雇用

１．障害者雇用促進法に関わる事項

【表題】職場における合理的配慮提供の確保

《意見なし》

Ⅲ－３ 労働と雇用

２．障害者雇用促進法以外の法律にも関わる事項

【表題】就労系事業に関する試行事業（パイロット・スタディ）の実施

【氏田委員】

《該当箇所》

38 ページ 6 行目～8 行目

《内容》

１．【結論】消し線部の削除

○安定した雇用・就労に結びついていない障害者に適切な就業の機会を確保するため、試行事業（パイロット・スタディ）として賃金補填等の他、多様な働き方の就業系事業を実施する。

２．【説明】消し線部の削除

全国で 80 カ所程度を指定し、賃金補填（使途に規制がなく、障害従業員の賃金補填にも充当しうる、柔軟な助成措置を含む）、

《理由》

１．雇用側に使途の自由がある助成を「賃金補填」という表現はおかしい。たんに事業側に対する「助成措置」である。

次の【表題】で使われている賃金補填の意味とは異なるため、誤解が生じる。

【大久保委員】

《該当箇所》

【結論】

安定した雇用・就労に結びついていない障害者に適切な就業の機会を確保するため、試行事業（パイロット・スタディ）として賃金補填等の他、多様な働き方の就業系事業を実施する。

《内容》

（修正）

【結論】

○安定した雇用・就労に結びついていない障害者に適切な就業の機会を確保するため、試行事業（パイロット・スタディ）として賃金補填等の他、多様な働き方の就業系事業を実施する。

↓

【結論】

○安定した雇用・就労に結びついていない障害者等に適切な就業の機会を確保するため、試行事業（パイロット・スタディ）として賃金補填等の他、多様な働き方の就業系事業を実施する。

《理由》

社会的事業所は、障害者だけでなく、外国人や母子家庭など「働きにくさ」を抱える人全般

を包含した制度とする必要がある。

Ⅲ－３ 労働と雇用

２．障害者雇用促進法以外の法律にも関わる事項

【表題】賃金補填と所得保障制度（障害基礎年金等）の調整

【氏田委員】

《該当箇所》

38 ページ 30 行～39 ページ 21 行

《内容》

１．この【表題】全体の削除

《理由》

１．【結論】に問題点を指摘して、さらに【説明】でももっぱら本質的問題を指摘しており、検討不足である。

２．前【表題】とも関係して「賃金補填」の定義が不明確である。雇用側に対する助成であるから、賃金補填を所得保障制度にからめてはならない。働けば収入が増えるという仕組みを維持するためには、基本的には現行どおり所得保障制度を生活の基礎として位置付け、労働による収入がそれに上乗せされる方式が適切である。

労働の価値は市場価値に応じたものにしなければならない。そうしなければ、労働の成果物が市場で取引される以上、必ず矛盾が生じる。

労働力としての活用が難しい労働力を使用する事業者への助成は賃金補填方式ではなく、その難しさに応じた雇用助成が適切である。

【大久保委員】

《該当箇所》

【表題】賃金補填と所得保障制度（障害基礎年金等）の調整

就労系事業に従事する障害者が賃金補填を受ける場合、原則として年金支給は一部ないし全額停止することで、年金財源を賃金補填に振り替える仕組みをつくる。そのためには、賃金補填と所得保障の関係について、障害基礎年金の支給調整ラインの検討が必要である。また、賃金補填の対象となる障害者の認定の仕組みを検討する必要がある。賃金補填を行う場合の事業者のモラルハザードをどうするかについても検討が必要という意見もある。

《内容》

（修正）

【表題】賃金補填と所得保障制度（障害基礎年金等）の調整

○就労系事業に従事する障害者が賃金補填を受ける場合、原則として年金支給は一部ないし全額停止することで、年金財源を賃金補填に振り替える仕組みをつくる。そのためには、賃金補填と所得保障の関係について、障害基礎年金の支給調整ラインの検討が必要である。また、賃金補填の対象となる障害者の認定の仕組みを検討する必要がある。賃金補填を行う場合の事業者のモラルハザードをどうするかについても検討が必要という意見もある。

↓

【表題】 所得保障制度（障害基礎年金等）のあり方の検討

○就労系事業に従事する障害者への賃金補填の導入を考える上で、前提となる所得保障制度（障害基礎年金等）の考え方やあり方の検討する。

《理由》

賃金補填については、障害基礎年金の性格や諸手当なども含めて総合的に「所得保障」をどう考えるかということに結びつくと考える。それについての十分な議論が前提と考える。また、「労働者性」を中心とした「賃金補填」と真の「社会参加」、「働くこと」や「就労意欲」との関係を十分議論する必要があると考える。さらに、企業活動の中で障害者雇用を進めてきた一般就労推進施策との関係も議論する必要がある。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 39 12行目

《内容》

「なお」の前で改行

Ⅲ－３ 労働と雇用

２．障害者雇用促進法以外の法律にも関わる事項

【表題】障害者雇用・就労にかかる労働施策と福祉施策を一体的に展開するための体制の整備

【西滝委員】

《該当箇所》

39 ページ

22 行目

《内容》

総合的な相談支援窓口（ワンストップサービス）を置く。併せてコミュニケーション支援のための人的支援も配慮する。

※「併せてコミュニケーション支援のための人的支援も配慮する。」を追加。

《理由》

聴覚障害者をはじめとするコミュニケーションに支援が必要な障害者が利用しやすい仕組みを考える必要がある。

例えば聴覚障害者の場合、現制度では手話協力員がハローワークに詰める時間は月に7時間しかないため、相談支援窓口を設置しても対応できない。手話協力員の稼働時間増が必須条件。

【増田委員】

《該当箇所》

【説明】の修正

39 ページ、【説明】の最終行

《内容》

・特別支援学校などの関係機関の再編成、およびネットワークが有効に機能する仕組みを整備する。

《理由》

中央レベルの行政組織を再編成するだけでなく、地域における関係機関の目的、役割を再検証し、シンプルで使いやすい組織に再編成する。

【三浦委員】

《該当箇所》

39 ページ

《内容》

結論への追加

常時介護等を必要とする障害の重い人々も、能力を生かして就労できるような就労のバリエーションを検討し、就労ニーズに可能な限り応える相談支援体制づくりを築く。

《理由》

総合福祉法の支援体系素案に示された障害者就労センターまたは、デイアクティビティセンターへ状態（障害の軽重）に応じて通うイメージでは、ニーズを起点とする支援の組み立て方とは呼べないのではないかと考える。

ケアを伴いながら、一般就労して行くニーズにも道筋をつくる支援体制が必要である。

Ⅲ－３ 労働と雇用

２．障害者雇用促進法以外の法律にも関わる事項

【表題】就労合同作業チームの検討課題についてフォローし、実現化をめざすための検討体制の整備

【増田委員】

《該当箇所》

【結論】の修正

40 ページ、**【結論】**の最終行

《内容》

事業者団体、地方公共団体および障害当事者団体等から構成する。

《理由》

障害当事者団体の代表をメンバーに加え、当事者の視点や意見を踏まえる。

Ⅲ－３ 労働と雇用

２．障害者雇用促進法以外の法律にも関わる事項

【表題】全国民のなかでの障害者の生活実態等を明らかにする基礎資料の整備

《意見なし》

Ⅲ－３ 労働と雇用

【倉田委員】

原案どおりで結構ですので、よろしく申し上げます。

【大久保委員】

《内容》

(追加)

【特例子会社の設置促進】という項目を新設し、「特例子会社の現状と課題の把握」「特例子会社の設置にかかるインセンティブの強化」「特例子会社を設置する企業の業績推移の研究」などを盛り込む。

《理由》

現行制度において、特例子会社はいくつかの課題はあるものの、障害のある人の働く場として有力な選択肢となっており、新たな法体系においても設置を推進すべきと考える。

【野原委員】

《該当箇所》

難病患者等の雇用について

36 ページ～

《内容》

次の内容を挿入又は項目を立てる

- (1) 難治性疾患患者雇用開発助成金（通称「難開金」）による雇用について、法定雇用率にカウントする
- (2) 国や地方公共団体は難病患者等の就労について、社会的理解を促進するための特別の努力を行う

《理由》

- (1) 現状は、カウントされていない…こともあり、本制度利用者がきわめて少ない
- (2) 症状安定期の難病患者等は就労が可能である。しかし、社会的な不理解や制度不備のために就労できない患者がかなりいる。就労しても非正規雇用が多いのが現状である

Ⅲ－４．その他

Ⅲ 関連する他の法律との関係

全般

【大久保委員】

《内容》

障害者総合福祉法（仮称）の範囲を超えて検討されてきた各般の課題については、理念的な整理はもとより、実体的にも関係法令の改正の見込みが立つまで調整を継続する。

調整が完了するまでの間については、少なくとも改正された障害者自立支援法や児童福祉法等と同等のサービスが受けられるよう、障害者総合福祉法（仮称）において「医療」「障害児」「労働と雇用」に関する必要な福祉サービスを規定する。

《理由》

この間、「医療」「障害児」「労働と雇用」については他の法律にも関わるところから、切り離して総合的な議論が行われた。しかし、現に総合福祉法でさえ法案化されていない状況において、具体的な法制度議論すら行われていない「医療」「障害児」「労働と雇用」各法の改正が相当先になるであろうことは想像に難くない。

その際、仮に総合福祉法が「医療」「障害児」「労働と雇用」の各分野を完全に切り離して制度化された場合には、これらの分野は（一時的にせよ）根拠法を失い、当然支援サービスも途切れることとなる。

そのような状況は看過できないことから、「医療」「障害児」「労働と雇用」各法の改正と総合福祉法の施行を同じタイミングとするか、少なくとも改正された障害者自立支援法や児童福祉法等と同等のサービスが受けられるよう、総合福祉法において「医療」「障害児」「労働と雇用」に関する必要な福祉サービスを規定する必要があると考える。

【近藤委員】

《内容》

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法等との関連について整理すべきである。

《理由》

現行法制度では、措置の取り扱い等については身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法に規定されている。

児童福祉法との関連については「障害児」の項において言及されているが、その他の法は現行と同様に残すのか、それとも統合するのかなど、整理が必要である。

Ⅲ－４．その他

I－１ 法の理念目的より

【「能力に応じ」という表記について】

【荒井委員】

《該当箇所》

41 ページ

《内容》

(意見)

社会福祉法は、障害福祉分野に限らないことから、多分野との調整を図る必要がある。

《理由》

同上

Ⅲ－４．その他

I－５ 権利擁護より

【苦情解決機関（社会福祉法）について】

【氏田委員】

《該当箇所》

4 1 ページ

《内容》

追加

- ・運営適正化委員会への苦情申し立てがしやすくなるよう、アクセスの良い場所に設置し、申し立てには様々な方法を取り入れること。
- ・そもそも設置の理由は、措置から契約になった時に、弱い立場の利用者の権利を守るためであり、公正中立は勿論のこと、更に踏み込んで利用者側に立つ必要もある。

《理由》

- ・全県で1ヶ所であるため、障害を持つ人の身近には無く、なかなかアクセスできない現状がある。また、音声言語を持たない人、文字が書けない人など、苦情があっても訴えることができない人たちもいる。
- ・障害のある利用者が、運営適正化委員会にまで苦情の申し立てをするには大変な勇気がいることであり、よほどの権利侵害が無ければ運営適正化委員会まで行かない。

Ⅲ－４．その他

I－５ 権利擁護より

【オンブズパーソン制度と虐待防止について】

《意見なし》

Ⅲ－４．その他

I－５ 権利擁護より

【モニタリング機関について】

【大濱委員】

《該当箇所》

p 42 17行目

《内容》

都道府県、市町村の地域自立支援協議会

↓

都道府県、市町村の自立支援協議会

《理由》

「地域自立支援協議会」は市町村設置のものを指すため。

Ⅲ－４．その他

I－５ 権利擁護より

【権利擁護と差別禁止の普及啓発について】

【荒井委員】

《該当箇所》

42 ページ

30 行～32 行目

《内容》

(修正後)

国においては、情報提供や相談対応等の支給決定プロセスから福祉サービス利用における不利益取扱いを禁止し、また権利擁護と差別禁止を普及啓発すること、差別事案が発生したときのあっせん・調整・相手方への勧告等の仕組みを盛り込んだ（法定化した）差別禁止法制の制定が求められる。

市町村、都道府県においても差別禁止の普及啓発が必要である。

《理由》

案にある「差別事案が発生したときのあっせん・調整・相手方への勧告等の仕組み」は、条例ではなく、差別禁止法制に盛り込むべき内容。

2 段落目において、法の目的を「不利益取扱いの禁止と、権利擁護と差別禁止を普及啓発すること」に限定し、「差別事案の解決の仕組み」を地方公共団体ごとに異なる条例に委ねては、障害者の人権侵害の救済は進まない。人権侵害の救済は、閣議決定（下記）のとおり全国一律の法で規定するべきである。

(参考：閣議決定文（抜粋）)

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成 25 年常会への法案提出を目指す。

これに関連し、現在検討中の人権救済制度に関する法律案についても、早急に提出ができるよう検討を行う。

Ⅲ－４．その他

Ⅰ－５ 権利擁護より

【大久保委員】

《内容》

(追加)

「Ⅰ－５ 権利擁護より」の項目の中に【成年後見制度の運用改善と利用促進について】を新設し、「身上監護を中心とした成年後見制度の運用改善」「成年後見制度の個別給付化」などを盛り込む。

《理由》

「Ⅰ－５ 権利擁護」の中には、他法との関係も含めて成年後見制度のことが一切触れられていない。オンブズパーソンなどの必要性を否定するものではないが、現行法上、判断力が不十分な人の法律的視点からの権利擁護は成年後見制度の利用が第一義であることを踏まえると、項目を新設すべきと考える。

なお、その際には、現行の成年後見制度の課題である「身上監護」について重点化するとともに、成年後見制度を「障害ゆえに必要な個別支援」と位置付けて、個別給付化することが適当と考える。

《内容》

(追加)

「Ⅰ－５ 権利擁護より」の項目の中に【障害者虐待防止法との連携】を新設し、「福祉事業所における虐待防止について」などの内容を盛り込む。

《理由》

「Ⅰ－５ 権利擁護より」の項目の中で障害者虐待防止法との関連が触れているのは【オンブズパーソン制度と虐待防止について】のみである。しかし、同法と総合福祉法との整合性を図る部分はより多岐にわたる。そうした規定を盛り込むことが適当と考える。

【氏田委員】

《内容》

追加

障害者虐待防止法が成立し、児童、高齢者、DV法と、虐待防止に関する法律がそろった。それぞれに虐待防止に関する機関ができていますが、将来的には統合して身近な地域でシェルターを備えた「虐待防止センター」とする。

《理由》

一つの家族内で、DV、児童虐待など複数の虐待が絡んでいることも多い。また、それぞれに作るよりも効率的である。

Ⅲ－４．その他

I－6 支援体系より

【公営住宅や民間賃貸住宅の活用について】

【福井委員】

《該当箇所》

5行目から9行目

《内容》

住宅については、まず公営住宅、その中での障害者向け住宅の増設を真っ先に掲げるべきである。

《理由》

住宅こそは暮らしの基礎であるべきなのに、公的な増設計画はないに等しく、バリアのある住まいで、障害者の生活は困難をきわめているのが現状です。

Ⅲ－４．その他

I－6 支援体系より

【一般住宅に住む障害者への家賃補助、住宅手当などについて】

【伊澤委員】

《該当箇所》

43 ページ〇4 丁目

《内容》

免除)を設けるとともに、住居提供者…に(太字を加筆)

《理由》

文章の前段では「事業者」後段では「住居提供者」への優遇策を屠なえており、繋ぎの言葉がないと文章的に変である。

Ⅲ－４．その他

I-10 地域移行より

【地域移行・地域生活の資源整備に欠かせない住宅確保の施策について】

【朝比奈委員】

《該当箇所》

43 ページ I-10 地域移行より

《内容》

「公的保証人制度は必要である」という記述にとどめ、自治体が保証人となるべきであるという部分は削除したらどうか。

《理由》

保証人が求められる具体的な責務を誰がどのように果たすのかということは地域生活支援と密接にかかわるが、自治体が保証人となることを指向することでかえって中身の検討がなされない危険性がある。伊賀市社会福祉協議会のような先進的な取り組みを参考に、必要な仕組みの検討が必要。

【大濱委員】

《該当箇所》

p 43 I-10 地域移行より

【地域移行・地域生活の資源整備に欠かせない住宅確保の施策について】

追加

《内容》

賃貸アパートやマンションなどの集合住宅で、道路から共用廊下までの間に段差があることで、車椅子利用者が入居できない設備の問題がある。集合住宅の共用廊下部分のスロープ改造などの費用を行政が助成する制度を設けると共に、集合住宅を新設する場合には、小規模なものも含めて、車椅子で道路から共用廊下を経て各戸玄関内まで段差なしにアクセスできるような設計を義務化するなどが必要である。

《理由》

左記の民間集合住宅の問題が解消すれば、車椅子利用者用の公営住宅を確保する必要がなくなるため。

【山本委員】

《該当箇所》

地域移行

○保証人がいないために住居が確保できない入所者・入院者にとって、公的保証人制度は必要であり、自治体が保証人となるべきである。

《内容》

保証人だけではなく、緊急連絡先を求められるので、これも自治体が引き受けるべきである

地方分権化により、障害者の公営住宅への入居に妻子、「居住サポート事業」を受けることを要件としているところが出てきているので、こうした差別条項を撤廃すべきである

《理由》 43 ページ

民間住宅への入居には緊急連絡先が求められる場合が多く、保証人のみでは解決できない
公営住宅への障害者の入居は権利であり、何らかの条件制限はあってはならない

Ⅲ－４．その他

【氏田委員】

《内容》

【結論】に追加

・施設利用する重度の知的・発達障害児の多くは、思春期の通過が重要であり、児者一貫の適切な療育が確保されるようにすること。

《理由》

児童はすぐに18歳以上の成人になる。18歳で制度を区切るのは支援側の論理であって、本人側に立っていない。

行動障害のある重度の知的・発達障害児者のためには、20歳代後半までの一貫した環境と支援が有効であることがこれまでの多くの実践の結論である。

結論が前提としている障害児は主に家庭に原因があって入所している場合と思われるが、そのような児童のほかに、常時二人以上の見守りを必要とする知的・発達障害児者が存在し、他の児童と生活することで、身辺自立が効果をあげるのである。児童精神科医や病院から入所を勧められるケースである。

この部分の内容は、てんかん、自傷、他害などのある重い障害児者の現実が反映されていない

おわりに

【清水委員】

《該当箇所》

おわりに

44ページ

《内容》

「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会である」。

これは、1979年の国際障害者年行動計画の一文です。この歴史的課題の解決がなされないまま、30余年を経た今、社会保障・社会福祉をはじめとする制度のほころびが各方面から指摘され、「無縁社会」と称されるまでになっています。

「推進会議」と「部会」は、「障害の有無にかかわらず国民が分け隔てられることのない共生社会」の実現とそのため制度改革を目指しています。それは、とりもなおさず、「弱くもろい社会」から、誰もが排除されることなく一人ひとりの存在が心より大切にされ社会的に包摂される、本当にゆたかな社会づくりに寄与するものであると確信しています。